

## 平成19年第2回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成19年5月29日（火）午後1時30分～

場 所：石狩市役所 5階 第1委員会室

事務局出席者：17名

棚橋部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、鎌田課長、赤間課長、開発主査、清野主査、小柳主査、高橋主査、天池主査、武藤主査、笹本主査、門馬主査、宮原主査、伊藤主任、佐藤主事

委員出席者：12名

余湖 典昭、菅野 勲、堂柿 栄輔、佐藤 雅代、荒澤 宏、三國 哲男、土門 隆一、石川 国弘、安藤 牧子、小笠原 紘一、永井 雅師、松井 隆文

傍 聴 者：12名

議 事：（1）前回審議における課題整理  
（2）本編「第5章～第7章」  
（3）先進地と石狩市との比較  
（4）その他

配 布 資 料：別添のとおり

### 記

伊藤課長 只今より平成19年第2回石狩市水道事業運営委員会を開催致します。なお、伊関委員につきましては、委員の辞退届が出てございまして、今日は欠席でございます。また眞柄特別委員につきましては、公務ということで欠席ということになってございます。

開会にあたりまして、水道部長の棚橋よりご挨拶申し上げます。

棚橋部長 皆様こんにちは。本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

まずはじめに自己紹介をさせていただきたいと思います。本年4月1日付の人事異動に基づきまして、3月31日付で定年退職いたしました銚井前部長の後任として、水道部長の任を命ぜられました棚橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には今後、色々な場面で大変お世話になると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

さて前回2月22日開催の当運営委員会におきまして、第三者委託についてそれぞれご熱心にご審議をいただきまして今回の課題も頂いたところであります。その際、今回の開催予定を3月末とさせていただいたところでありますが、当日の審議等を踏まえ、その後事務局としまして前回の課題整理と小笠原特別委員のご指摘事項も回答に加え、さらに第三者委託を実施している先進地との比較を踏まえ、その情報収集に努めたところであります。このようなことから、その取りまとめに時間を要し、本日の開催に至ったということとあります。この間、余湖会長をはじめ委員の皆様には色々ご心配、ご迷惑をおかけしましたことにつきまして大変遺憾に存じております。本日は前回の課題整理、本編の審議及び先進地と石狩市の比較等について、それぞれご説明ご報告をさせていただき、ご審議を賜りたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤課長 それでは、続きまして余湖典昭会長よりご挨拶いただききたいと思います。

余湖会長 皆様お久しぶりでございます。

今、新しい棚橋部長からお話がありましたが、前回の審議頂いた内容、色々ご意見等いただきまして、それを精査、あるいは先進地に出向いて包括委託をしているところはあるのかというような状況になっているのかというようなことを、水道の職員の方が直接出向いてお話を聞いたというような作業がございました。それで大分当初のスケジュールよりは遅れておりますけれども、私としては今日が1つの山場かなというふうに理解しておりますので、ひとつ活発なご審議をいただきしたいと思います。

それでは審議に入りますが、伊藤課長、申し訳ありませんが、伊関委員の辞退うんぬん

のことをもうちょっと丁寧にご説明いただけませんか。

伊藤課長

はい、了解しました。伊関委員につきましては、今回実施されました石狩市議会議員選挙におきまして石狩市議会議員との立場ということになってございます。平成12年度のときに石狩市議会の中で、内部打合せということの中で、各々こういった委員会につきましては基本的に議員の資格を有している方については、概ね個人から辞退をしていただくというような内々の取り決めとなっているということでございます。そのようなことを踏まえまして、この度、伊関委員から議員資格ということを得たという理由によりまして、辞退をするという申し出があったということでございます。

余湖会長

はい、どうもありがとうございます。何かこの点ご質問ございますか。他の審議会でも要するに市議会議員の方はメンバーとなっていないということでしょうか。

伊藤課長

石狩市議会議員の資格をもって委員として入らなければならない委員会については、市議会議員が入っている委員会もございます。

余湖会長

それは規約で規定はされているということでしょうか。

伊藤課長

はい。各々条例で定めてございます。

余湖会長

するとあれですね。後任の方の選出ということも当然進められるということですね。

伊藤課長

はい。その件につきましては一般公募ということになってございますので、然る手続きを取りまして後任の委員の募集をして参りたいと考えております。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは審議に入りますが、事務局の方から説明をお願いいたします。

開発主査

水道部業務課の開発と申します。事前に審議資料のお目通しを願うため、パワーポイントシート並びに第三者委託導入済み事業体の書面化を致しました資料を送付させていただきました。また、お手元にA4版横の資料も用意いたしました。

それでは説明に入らせていただきます。本日の審議内容ですけれども、前回審議の際には本編第4章「技術基盤確保」までのご説明をいたしました。本日は前回審議の際に課題がありましたことから、まずその課題の整理を行いたいと思います。引き続きまして本編第5章から7章までの審議、さらに先ほど水道部長からご説明がありましたとおり、前回審議の質疑を踏まえまして、事務局として第三者委託を導入している先進事業体へ3月末に3名の職員を派遣いたしました。調査の内容については、第三者委託を導入した背景や経緯、技術基盤確保の方策、第三者委託の導入に伴うメリット・デメリットなどを主な調査目的とし、先進地と石狩市との比較ということでそれぞれ本日ご説明をしたいと思っております。これらの審議を踏まえ、第三者委託導入の必要性・有効性・妥当性のご判断を願うものであり、本日の審議をよろしくお願いいたします。

前回は2月22日に開催を致しましたが、その際の審議の課題としましては、3点ほど挙げるができるかと思います。まず平成17年度水道事業会計決算の状況、それから2点目としまして水道料金の賦課・徴収の件、さらには小笠原委員の本編第1章から第4章までに係る提言・意見に対する回答の、3点を挙げるができるかと思います。

こちらのパワーポイントのシート上には、平成17年度収益的収支における決算の状況を円グラフで表しております。この決算状況の詳細につきましては、資料編の1ページに収入及び支出、それぞれ平成16年度対比で決算額をお示しをしております。平成17年度の収支について、収入総額は、13億8,553万2,000円ほどでございます。このうち、収入の86.3%は皆様から頂戴いたします水道料金となっており、給水収益といたしまして11億9,538万4,000円ほどでございます。次に、一般会計からの補助金、率にいたしますと3.6%、金額では4,987万6,000円ほどが収入の一部をなしております。また、その他の営業収益1億1,187万円ほどでございますけれども、こちらにつきましては、給水工事に係る設計審査、竣工検査等の手数料並びに公共下水道の使用料賦課・徴収業務に要する手数料が、その他営業収益の大半を占めているところであります。円グラフの右側の方、支出につきましては、支出割合が一番大きいもの、建設改良工事により取得した資産を費用化したします減価償却費、率にいたしますと23.4%、額では3億1,100万円余り、それから札幌市さんから約20%ほど受水をしておりますところの、分水に要する経費、受水費が18.1%、金額では2億4,060万円余り、それから支払利息、職員給与費等々の順番になっております。

次は資本的収支についてです。この資本的収支と言いますのは、水道施設を建設・整備するための経費、その財源による収支を表しております。平成 17 年度収入決算額の総額は 8 億 8929 万 5000 円でございます。そのうち、収入の 56%を国庫補助金、企業債、市出資金が占めております。残りの 44%は企業会計の仕組みがございまして、先ほどご説明いたしました収益的収支の減価償却費、この部分からの財源補填によりましてそれぞれ収入をなしております。支出に関しましては、ただ今、広域化整備を推進・整備しておりますが、これらに要します建設改良費、率では約 65.1%、金額ではおよそ 5 億 8000 万円となっており、企業債の償還金についてはおよそ 3 億 1000 万円、これら建設改良費と企業債償還金の 2 つで殆ど支出が構成されています。

なお、先ほど減価償却費が資本的収支に財源補填されるという説明をいたしましたが、水道会計の仕組みは収益的収支と資本的収支、それぞれの会計から構成されております。

収益的収入の大半を占めます、皆様から頂戴いたします水道料金・給水収益、その他収益で収入は構成をされております。これに対し支出については、職員給与費、修繕費、受水費、支払利息等で構成されております。また、資本的収支については建設改良費、企業債償還金が支出の主な項目となっている一方、収入、平成 17 年度でいきますと約 56%を国庫補助金、企業債の起債及び一般会計出資金、この不足している残りの部分を、収益的収支の減価償却費、この部分が現金の支出を伴わない経費としまして、この資本的収入の不足している部分、ここに充当される・補填されるというのが水道会計の決まりごと・ルールとなっております。

以上で平成 17 年度の水道事業会計決算などのご説明とさせていただきます。

続きまして、水道料金の賦課・徴収についてです。こちらのパワーポイントシートは本市におけます水道料金の徴収並びに滞納処分の流れまでの標準パターンをお示しをしております。4 月を例にとりますと、まず納付書の発送を行います。4 月 25 日に発送いたしまして、給水停止にいたるまでには、約半年間の期間を要することがお分かりいただけると思います。納付書を発行した後に納入していただく期日、日にちが定まります。その期日までに納入がなされませんと、市水道部から督促状が送付されることになります。督促状の次、それでも納入の確認がない、水道料金の支払いがない時には催告状を送付する段階に入ります。この催告状を送付しても納入がなされない際は、直接滞納者本人と面談を行うことになります。面談後においても水道料金のお支払いがなされない時は、給水を停止する、給水停止の通告を行うことになります。この通告後においても支払いがありませんと、最終手段として給水を停止する処分を行い、給水停止までにはおよそ半年間を要することになります。

次に平成 17 年度の水道料金の滞納者の状況についてであります。給水件数としましては月約 2 万 762 件でございます。年平均、かける 12 で約 25 万件ほどでございます。お支払いのない、督促状の発送件数は月 1259 件、年で換算いたしますと 1 万 5115 件となろうかと思えます。滞納整理の状況を下の表にお示しをしておりますけれども、分納の誓約件数としましては 1240 件、それから新たに増加した分納誓約件数は 166 件となっており、実際に給水停止を受けた件数は 69 件となっております。

それからこちらのパワーポイントは、水道料金の収納状況についてのシートとなっております。平成 17 年度現年度分の整理といたしましては、調定額 12 億 5509 万 9000 円に対しまして、実際に市水道部にお支払いのあった水道料金、収納額は 12 億 1810 万 1000 円、お支払いのなかった水道料金は約 3699 万 8000 円となっております。収納率でいきますと、約 97.05%の収納実績がございまして。ただ、シートの下にお示ししておりますように、5 年間でお支払いしていただく水道料金は時効になるんですけれども、地方自治法により時効となる不納欠損金として処分した額と割合は、調定額 14 億 5768 万円に対し 1093 万 4000 円、およそ 1100 万円が不納欠損の扱いとなりまして、この額の割合としましては、0.75%と、ほぼ 100%に近い収納実績にあります。

余湖会長

ここで切りますか。この最初の 17 年度決算状況については、前回の委員会で、確か安藤委員からでしょうか、決算状況を知りたいということでありました。それと、水道料金の徴収の話ですが、これは今日欠席されてますが眞柄委員から、どれくらいの未納金がある

のかというようなお話がございまして、そのデータが事務局から、今日説明されたということです。単年度で言うと、3700 万くらいの未納額があるんだけど、遅れて払う人もいるので、5 年間の時効で完全に損益となるというのは 1000 万円くらいかなというようなお話でした。ここまで何かご質問ございますか。

安藤委員

はい。最初に督促状を送付してから給水を停止するまで半年間というふうになっておりますが、この間の水道料金はもちろんいただいているのでしょうか。

門馬主査

私、水道部業務課の門馬と申します。料金を担当しておりますけれど、私の方から基本的な流れということでお話しますと、一般的な滞納者の方の場合、1 ヶ月納付がないとそのままその次の月も納付がない場合が多いというのが普通です。逆に言うと、1 ヶ月納付がない方は、滞納者ではあるんですけども、基本的にはここできちんとおさえて給水を停止するということは、今のところ現実にはやっておりません。パターンとしましては、何ヶ月か続いて滞納があると、例えば 3 ヶ月とか 4 ヶ月とかそういう方を対象としてうちのほうで把握しまして、そういう方に対して個別具体的に督促状などの文書を送ったりしまして、そういう方が最終的には給水停止の対象になっていくという形になっております。1 ヶ月だけの滞納者というよりは複数月の滞納者の方が、実際問題は給水停止になるということですよ。

余湖会長

ライフラインですからね。そう現実には簡単には止められないということですね。他によろしいでしょうか。それでは、次お願いいたします。

開発主査

それでは小笠原委員からの指摘事項について、まず本編第 1 章から第 4 章分のご説明をいたします。こちらの説明につきましては、お手元の資料編の 2 ページをご覧くださいと存じます。

伊藤課長

前回 2 月 22 日開催の運営委員会に欠席をされました小笠原紘一特別委員からいただきましたご指摘事項に対する水道部からの回答ということで申し上げたいと思いますが、この部分につきましては、各々前回の委員会の中で、指摘事項を私ども水道部といたしまして要約メモとして提示したことに加え、指摘事項への回答等へ至らないまま、水道部としての回答をさせていただきまして、その回答についても書面を提示せず口頭で説明した事から、指摘事項の内容や回答の内容が十分理解できなかったという厳しいご指摘をいただいたところでございます。このことにつきましては、小笠原特別委員をはじめ各委員に対しまして、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げたいと思います。そのことを踏まえまして、本日はお手元に配付いたしました平成 19 年度第 2 回石狩市水道事業運営委員会資料、この資料の 2 ページ以降に指摘事項に対する水道部の回答を記載させていただきますので、この資料に基づきまして順次ご説明をさせていただきたいと存じます。なお一部につきましては、パワーポイントを使いまして、追加でご説明をさせていただく予定でございます。

それでは資料の 2 ページ目をお開きいただきたいと存じます。まず第 1 章の 2 ページ、これにつきましては、委員のご指摘を踏まえまして修正案のとおり修正をいたしたいと存じます。それから 3 ページ目、これにつきましても同じように、これに対する見解、私どもの考え方が違ってございましたので、このことにつきましてはお詫びをし、訂正をさせていただきます。修正案につきましては、このような形で修正をしたいということをお願いいたしたいと存じます。それから 3 ページのところの図の中で、一般会計からの支援が困難だということか、というご質問に関しては、委員のご指摘のとおりでございます。それから第 3 章 5 ページ、これにつきましては第三者委託ということにつきましては、経営手法の導入の変更ということもありまして、これにつきましては第三者の立場から運営委員会で検討していただくということで諮問をさせていただいたところでございます。第 4 章の 9 ページの部分でございますが、これにつきましては西部企業団への職員の派遣につきましては、今後行われます企業団の浄水場の維持管理の協議において、職員の派遣のあり方について協議をして参りたいと存じます。

続きまして 3 ページを開いていただきたいと存じます。4 章の 10 ページでございますが、これにつきましてはパワーポイント資料を今日お配りいたしました、そのパワーポイント資料の 3 ページの上段の 2 枚のシートを用いまして、後でパワーポイントを用いまして、

ご説明をさせていただくように考えております。

第4章の11ページですが、これにつきましては委員ご指摘の部分を踏まえまして、次のように修正するというので、修正案のとおり「精査する」を「検討する」ということで、修正をいたしたいと思っております。詳細のほうにつきましては、パワーポイントでご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

開発主査

それでは、お手元に配付してございます資料で説明をしていきたいと思っております。まず左側の方、第三者委託を導入した場合に伴います職員配置図です。こちらのほうは本編10ページ表6に記載してございますが、これをよりわかりやすい図にしたものであります。

平成19年度、現状の水道部の職員体制についてですが、水道部長を業務課にカウントいたしますと、業務課には10名の職員がおります。工務課には3名、それから浄水場には5名の職員がおります。このような職員体制の状況下で、平成20年度に第三者委託を導入いたしますと、浄水場組織そのものが廃止、なくなることになります。それに伴い職員5名が異動をすることになります。こちらパワーポイントシート上においては、浄水場職員をグリーンの丸で示しておりますが、まず工務課に、監視要員として浄水場職員2名が工務課に異動します。残りの浄水場職員3名は業務課に異動いたします。浄水場職員3名が業務課に異動してまいりますので、既に配置済みと言いますか、現に業務課で従事していた業務課の職員3名は水道会計から一般会計に異動いたします。と同時に平成20年度には、後ほどご説明いたしますけれども、水道料金の賦課・徴収業務の委託を検討してございまして、これを委託することで2名の業務課職員が業務課から一般会計に異動をすることになります。従いまして、水道会計から一般会計に5名の職員が異動をするというふうになりまして、これが平成20年度に第三者委託を実施した場合の職員配置となるものであります。

その、上段右側になります。こちらは平成20年度から24年度までを、それから平成25年度には西部企業団から用水供給を受けることから、それぞれ区分けしたシートとなっています。市水道部としては、技術基盤の確保は重要との認識であります。監視業務、浄水技術業務、設計監督業務などにつきましては、どの技術職員も職務遂行が可能でなければならないほか、技術職員のトレーニング、あるいは養成を行うなどして技術継承を図る必要はあると考えております。このことに鑑みまして、第三者委託を導入することにより、浄水場職員は異動先の業務内容の把握はもちろんとしまして、工務課職員への浄水技術の啓蒙、設計監督業務の能力も持つ一方、工務課職員においても、監視業務並びに浄水技術をも習得しなければならないというふうになりますので、先ほど申しました色分け、丸の中身が半分ずつの色分けになる、これは浄水場職員と工務課職員の双方がそれぞれの業務を習得するという意味での半分の色分けでシートを作成したところであります。

このような体制は、平成24年度まで推移しまして、平成25年度、現時点においては、西部企業団へ3名の職員を派遣するというふうになっておりますので、まず、このシート上で申しますと、業務課職員を西部企業団へ2名異動させ、それから工務課職員を1名西部企業団へ派遣する、と。それに伴い、業務課のこのグリーンの丸とイエローの丸、この職員が工務課に異動しまして、この業務課のグリーンの丸とイエローの3名がそれぞれ工務課と西部企業団へ異動することから、この3名の穴、欠員を埋めるために一般会計から3名の職員を業務課に異動するという配置、組織体制を表しましたパワーポイントシートになっているところであります。

第三者委託導入後の市水道部の職員体制につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

余湖会長

結構わかりにくいですね。これ何回聞いてもなかなかわからないんですけど、非常に重要なところなので最初に19年から20年に異動するときの、これ皆さんのところにはカラーで行っていますか。

各委員

カラーできています。

余湖会長

色付けてるんですね。平成19年から20年は、まだわかりやすいかなと思っていたんですが、要するにこれ、一般会計って書いてある一番上の段は水道部ではないんですね。

だから、ちょっとこれ背景を変えてもらったほうがありがたかったんですけども。水

道部というのは、工務課、業務課、浄水場なんですよ。だから委託することによって、黄色の 5 名が水道部の職員ではなくて、どこに行くかわかりませんが異動になるんですね。開発さんが浄水場の施設がなくなると言いましたけれども、浄水場はあるんですけども、民間委託するので、そこに職員はいなくなるということです。

ただし、水道ビジョンのときにもご審議をいただきましたが、委託しても放っておくわけにはいきませんので、誰か監視要員という形で、今浄水場にいる 5 名のうち 2 名が監視要員になる。それで、2 名が、一般会計に 5 名移るうちの 3 名が、いわゆる今まで議論してた包括委託なんですよ。それで、2 名は水道料金徴収業務を委託することによって出てくるということです。それでこれ、委託して安くなるんですよ。間違いなく。その辺の話はまだ聞いてなかったんですよ。

開発主査  
余湖会長

後ほど説明いたします。

よろしいでしょうか、まずここまで、しっかりご理解していただかないと。このところは。何かわからないところがあれば。その上で、次のページに行くのですが、ここでちょっと僕今見てたら、わからないところが。この前のスライドの 20 年の人的配置と 24 年の人的配置は、数の上では業務課と工務課は同じですね。人数はね。一般会計のところでは白丸に平成 24 年になってますけれども、これは 20 年の黄色の丸とは関係なくて、平成 24 年に入ってくるから、予告として今ここにいますよという意味で書いたんですよ。

開発主査

その通りです。一般会計のうちの、どの職員がくるか特定されておりませんので、白丸にしているということになります。

余湖会長

ただ、ここです、前回も話題になったと思いますが、西部企業団へ 3 名派遣するというのが、これはまだ本決まりではなくて、むしろ西部企業団の浄水場自体を民間委託するとか、例えば札幌市がやるとか、そんなようなことのほうがいいのではないかというようにお話も出ましたので、この 3 というのは、一番下の 3 ですね、右側の、これがなくなって、代わりに水を受水する料金で払うような形になって、人の異動が変わってくるというような可能性は含んでます。これは石狩だけで決められる問題でなく、以前の申し合わせでは、一応 3 名出すということになっているので、3 名出しますよという想定を図を描いてますが、この 3 名は消える可能性があるということです。これは、まだきちんと本格的に議論されていないものです。結局ここでまた増えるということになるんですかね。

小笠原委員

18 人、13 人、16 人という流れになるんですよ。

余湖会長

そうですね。よろしいですか。

佐藤委員

一点質問させていただきたいんですけども、市役所の中にも異動みたいなものが比較的頻繁にあるように認識しているんですが、今、工務課と業務課と浄水場担当の中で、2 色塗りになっている人たちというイメージがあります。例えば、同じ人がずっといるのであれば、習得して熟練してまた異動していくのかなというイメージもあるんですが、実際には、技術をもってらっしゃる方にしても、市役所内でまた別の部署に異動されるということも充分想定されるのかなと思います。述べ人数でどれくらいの方が、この技術の習得をされるものと想定してお話をされているのか、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

下野課長

工務課長の下野と申します。この絵にはですね、収益的収支の人数しか描いてございません。この他に、資本的収支の職員が現在 9 名おりますので、この 9 名も含めた中で異動をしていきたいというふうに考えております。述べ人数でいきますと、ちょっと計算は出来ませんが、この中でなんとかしていきたいというふうに考えております。

佐藤委員

では、十分に技術の伝達だったり習得はできる体制にあるわけですね。

下野課長

はい、そのようにしていきたいと考えております。ただ、技術職員は 1 年で習得できるものではなくて、3 年なり 4 年くらいはかかりますので、異動の年数というのが、少し一般会計の職員から比べると長くなります。以上です。

余湖会長

他にいかがでしょう。

では、次に進めさせていただきます。これからは本編の説明ですか。2 月のときに予告ということで、第 5 章から 7 章をお配りをしました。前とだいぶ話が重複する部分もあるかもしれませんが、復習しながら、第三者委託に向けて、あるいはどういう効果があ



るのかというようなことの総復習ということになります。では、お願いします。

それでは第5章のご説明をいたします。まず第5章は水道事業会計の現状になります。

本編1章にも記載してございますけれども、市の財政状況によりまして、平成15年度におきましては、一般会計から繰り延べがなされているところではありますが、札幌分水費の抑制、それからコスト縮減に努めるなどしまして、ここ2年間は5000万円程度の黒字決算をしているところであり、比較的経営状況は安定しているということが言えるかと思います。

続きまして、本編第6章のご説明になります。こちらのほうは、第三者委託をした場合、しない場合の収益的収支の将来見込みにつきましてのパワーポイントシートになります。こちらのシートにつきましては、委託をしない場合、赤字幅としましては、単年度400万円から、平成25年、26年度にいたっては、1億7700万円程度の赤字を見込んでおります。

次に、委託した場合についての赤字幅としましては、400万円から1億5400万円程度のシュミレーション結果が出ております。このような赤字にいたる要因としましては、今、市水道部で水道施設の整備をしており、その整備に伴います減価償却費の増加、それから職員の高齢化に伴う人件費の増加が言えるかと思います。このような赤字につきましては、私ども利益積立金がございますので、それによりまして赤字分をカバーしていくという認識に立っています。続きまして、ただ今、利益積立金により赤字分の補填というご説明をいたしました。こちらのシートは、利益積立金の残高を表している、棒グラフとなっています。赤字のシュミレーション結果となっている以上、その赤字分は積立金での補填、貯金を切り崩していくことになっていきますが、いつかはなくなってしまう、枯渇してしまいます。第三者委託した場合は、委託しない場合に比べ、一番の違いは、委託をいたしませんと、平成24年度までしかもちませんが、第三者委託をすれば何とか平成25年度まで凌げるということが、このシートから言えます。ただ、このような積立金に頼ります補填では、やはり将来の水道経営を考えた場合は、難しいものがございますので、当然、健全経営化に向けました抜本的な対応策を検討する必要があるという認識を、市水道部は持っております。それでは、その抜本的な対応策とは何かということになります。

この点については、お手元のパワーポイントシート4ページ目の上段からになりますが、抜本的な対応策の検討の一つとしまして、当然コスト縮減策、支出を切り詰めることを挙げることができます。この縮減策として考えられることとしましては、現在、ご審議をさせていただいております第三者委託の導入、次に水道料金の賦課徴収業務に伴う人件費のカット、さらに第三者委託の導入の範囲を拡大していく、という策を講じることが考えられます。しかしながら、これらにも限界がございますので、最終的には、水道料金の改定ということも検討しなければならない対応策の一つと市水道部は認識しております。

続きまして、本編第7章のご説明になります。この審議につきましては、ただ今の5章並びに6章を踏まえた、コスト縮減のまとめになります。コスト縮減額につきましては、委託した場合と、しない場合では、平成20年度から26年度までの7年間の合計で約1億1500万円の縮減効果が得られると試算をしております。次に、この縮減額の中身、内訳のご説明をさせていただきます。平成20年度を例にとります。まず、第三者委託前においては、公共人件費、それに外部委託費、さらに動力・薬品費、これらの合計、合算をいたしますと、約2億900万円程度の経費が見込まれます。これに修繕費4000万円を加えますと、平成20年度の第三者委託前の浄配水場施設の管理にかかります経費は2億4800万円余りの経費となります。これに対しまして、第三者委託を導入いたしますと、外部委託費と動力・薬品費、これらは一体発注になります。前回、あるいは12月の運営委員会でもご説明いたしました、この一体発注による受託者からの見積りの平均値は1億8500万円という試算が出ておりますことから、外部委託費に動力・薬品費で1億8500万円、これに修繕費4000万円を加えます。さらにこれらの金額に監視に要する人件費、2名ほど職員を充てますことから、1678万8000円、これらを総合計いたしますと、第三者委託の導入で経費は2億4180万円余りというふうになります。見かけの縮減額、これは2億899万2000円から、一体発注額1億8500万円を差引きいたしますと、2399万1000円の縮減額が得られますが、監視の人件費に1678万8000円の経費がかかりますので、差引きしますと、約720万3000

円という縮減の効果があるというふうになっております。

以上が、コスト縮減効果の内容となります。

余湖会長

今の720万3000円ですか。これが一つ前のパワーポイントの棒グラフの、平成20年のところにある720万3000円と一致するということですね。それが段々増えていきますよね、縮減額が。900万、1100万、2000万と。これちょっともう忘れちゃった。これはどういう理由でしたっけ。

開発主査

委託しない場合の人件費については、平成20年度に機械系の技術職員を一人採用する、それから24年度には…

余湖会長

わかりました。ようするに青い棒が延びていくからということですね。

開発主査

そのとおりです。

余湖会長

茶色い棒はほとんど変わっていないですもんね。はい、わかりました。

ということで、まずは5章から7章までの事務局からの説明がございました。すでに、小笠原委員のほうからは質問が出ておりますが、まず今までのご説明の中でパワーポイントを復習していくと、まずこの5章の1枚の棒グラフですね。これは何度も出てきていると思いますので、よろしいですね。

それと6章に入りまして、収益的収支の見通し、これも似たようなもので今まで何回もご覧になっていただいたのですが、それと積立金残高の差というのが次に出てきます。現在、だいたい4億5000万円ほどですが、5億円まではいかない、それくらいの積立金があるんですけれども、急激に増えるのが平成22年から23年、24年くらいにかけて、増えるというか減るのが1億以上の出費分で、23年から24年は1億5000万円くらい落ちるんですか。そういうような落ち方をしていって、25年には貯金がなくなる、と。

これは、いわゆる石狩西部企業団が平成25年から用水供給を始めるために、石狩市もお金を出さなければならない。それが、一気にこの時期に支払いがあるということとなります。それと、抜本的な対応策の検討ということが分かれました。第三委託の導入、これは、今最後にお話がありましたが、当初20年度からやったとしても年間700万円くらいの縮減にしかならない。ただ一方で、もう一つ民間委託の原点として、技術者の確保、技術基盤の確保という問題があるので、個人的な感想を言わせていただければ、コストの縮減よりもむしろ技術基盤の確保というのがウェイトとして大きいのかな、という気はいたします。それと、水道料金の賦課・徴収の業務委託ですが、この金額のことはもっと後ですね。はい。それと第三者委託の範囲拡大というのは、配水管とかそっちのほうのことが頭にあるんですね。これもまたちょっと先の話ですね。それで、料金改定が抜本的な対応策と、要するに財政面から見た場合ですね、ならざるを得ないというようなことです。

まず、ご意見等あるかと思いますが、まずご質問、これまでのご説明の中でありませうでしょうか。

それではですね、どちらかというとこれまでのお話は現状の、このようになっていますよと、このままだと赤字になりますよ、という話で、ちょっと踏み込んだ答えも出てきてはいるんですけれども、本当にこれで大丈夫なのかなというような気も皆さんはするのではないかと思いますので、小笠原委員の質問事項がありますので、それに対する回答を説明していただきながら、また新たにご意見を伺うということで次に進んでいただきます。

まず、事務局のほう、これはどこまでになりますかね。

伊藤課長

それでは、まず最初に本編資料の訂正等に関わるものです。

余湖会長

本編というのは2月に配ったものですね。

伊藤課長

そうです。2月に配りました本編資料の第5章から第7章までの部分での変更に関わる部分でございますけれども、今日お配りいたしましたA4横版の資料の4ページ以降をお開きいただきたいと思います。

まず4ページの第5章15ページ、これにつきましては、小笠原委員から寄せられました指摘事項に対する水道部の回答でございますけれども、委員のご指摘を踏まえまして、この提案通り、修正案のとおり訂正をしたいと考えております。それから第6章の17ページの分につきましては、このとおりご指摘をいただいてございますが、単純に計算での水道料金のアップであるということにつきましては、委員ご指摘の通りということでございま



す。また、企業としての料金水準のことにつきましては、改めまして、パワーポイントでご説明を申し上げたいと思います。資料 18 ページにつきまして、これにつきましても委員ご指摘の通りでございまして、委員のご指摘を踏まえて、次のとおり修正をするということで、修正案のとおりに訂正をしたいと考えております。それから、19 ページの国の予算削減方針とは、という部分につきましては、国の予算削減方針というのは三位一体改革における国庫補助金の削減、それから補助金の削減によって、補助事業枠の縮小をするというようなこと等を踏まえたものでございます。次に 5 ページの、第 6 章 20 ページでございませけれども、それはこのとおりでございまして、経営の抜本的見直しというのは、コストの削減を図る、収納率を向上させて収入を確保する、それと同時に、最終的には水道料金の改定を含む取り組みが必要だという考え方になるということですね。それで、ご指摘の 22 ページと 20 ページの表現に整合性がないというご指摘につきましては、ここの整合を図るため、次の通り、修正案のとおりに訂正をしたいと考えているところでございます。また、6 ページの第 7 章 22 ページの分につきまして、ご指摘の部分でございしますが、これにつきましては、特に浄配水場の運転管理については、安全に供給するという使命がございしますので、高い技術レベルが求められる委託でもあります。従いまして、受託者の選定にあたっては、価格のみならず技術力も評価し選定をしていきたいというふうに考えております。また、受託事業者の業務遂行に伴うインセンティブや V E 提案を持たせるような委託というようなことを検討していく必要があるだろうと考えてございます。各々パワーポイントでご説明する部分につきましては、担当からご説明を申し上げたいと思います。

大変失礼いたしました。7 ページがございました。最後の、委員のご提言の部分のまず 1 点目、経営の抜本的見直しということについては、先ほど申し上げましたように、コスト削減、収納率の向上による収入の確保、それから水道料金の改定を含む取り組みということを書いてございます。それから、委員の 2 点目の部分でございませけれども、これにつきましては、基本的に先ほどの分とかぶる部分でございませけれども、経営基盤維持の具体的方策というのはこういったものがあるということで 4 点ほど挙げてございます。最終的には、やはり水道料金の改定ということを検討していく必要があるだろうというふうに考えてございます。それから 3 点目につきましては、契約期間の設定でございませけれども、これにつきましては本日ご審議をいただきまして、その中で第三者委託の導入等が可ということになりました時点で検討していく課題ですが、概ねこれらについても年数等をほぼ想定していきたい、概ね 3 年から 5 年ということで現在想定をいたしているところでございます。それから、業者選定については総合評価、一般競争入札を採用する。委託料だけではなくて、事業者の提案の質等も加えて選定を行うということで考えてございます。それから、契約満了時の引継につきましては、契約約款等におきまして、業務委託の空白期間が生じないよう、契約要件等を定める。当然、提案の分においても、こういったものを念頭においた提案が当然されるものというふうに理解をいたしてございます。

以上です。

#### 開発主査

それでは、パワーポイントシートで説明をさせていただきます。まず、現行と委託した場合との収支比較、先ほどの部分と若干だぶる部分もあるかもしれませんが、現行の場合、それから委託した場合、このような棒グラフになっております。平成 19 年度から 26 年度までの累積赤字額としましては、現行では約 7 億円、委託をすれば 5 億 9000 万円、約 1 億 1000 万円の開きがある比較になっております。先ほど、積立金による赤字補填という説明をいたしましたが、これは委託をした場合の残高の試算値です。19 年度、今 4 億 6500 万円ほどありますが、赤字分を補填していきますと、平成 25 年度には 1400 万円しか残りません。この 1400 万円は残高としてはあるんですけれども、水道事業者の認識としましては 0 に近いという認識で捉えております。赤字の解消には積立金で補填をしていきますけれども、やはりこのように枯渇することがわかっている以上は、赤字解消策を抜本的に検討する必要があります。平成 25 年度には積立金が枯渇することから、その前年、市水道事業者としましては 1 億 5000 万円の残高、これを最低限の積立金の残高として基準に据えてライフラインを確保しつつ、お客さまが満足できる水道サービス水準の維持を図るための最低ラインという認識を持っています。市水道事業者は、この積立金残高 1 億 5000 万円を

堅持し、それ以降は赤字分を水道料金の改定により、水道事業会計の健全経営化を押し進めていく計画であります。

余湖会長  
伊藤課長

1億5000万円の根拠って何かあるんですか。

はい、ございます。過去に札幌から分水を受けている送水管が破損をしまして、そのときにかかった費用が概ね1億5000万円、ということになりまして、概ね大規模な修繕等の分を想定をいたしまして、その額を最低限ということで設定をいたしました。

余湖会長  
開発主査

と、いうことでございました。続けてください。

ここで、赤字解消策、総合的方策の検討・実施について、ご説明をいたします。

まず、最初に浄配水場施設の運転管理業務委託、すなわち第三者委託を導入すること、次に水道料金の賦課・徴収業務の委託、そして給水装置工事の審査・検査、この件につきましては第三者委託の導入範囲の拡大ということで考えております。1番目の第三者委託の導入については、ただ今、ご審議をいただいております。2番目の水道料金の賦課・徴収業務の委託は平成20年から、3番目の給水装置工事の審査・検査につきましては現在、西部企業団から用水供給を受けるための水道施設を整備中であり、当然、それに要する技術基盤の確保を手掛けなくてはならないことから、この3番目につきましては、平成25年以降に市水道部は検討していくと位置付けをしています。

総合的方策の2番、水道料金の賦課・徴収業務については、委託予定は平成20年度から委託をいたしますと、職員が2名削減になります。これにかかる人件費から委託費を差引きしますと、この業務を行うことで340万円のコスト縮減額が見込まれています。

それから、総合的方策の3番の導入範囲の拡大についてです。これにつきましては、平成25年度以降に給水装置工事の審査・検査の検討をいたしますけれども、仮にこれを実施した場合は、先ほどの水道料金の賦課・徴収業務と同様、職員は2名削減になり、コスト縮減につきましては、同じく340万円程度の縮減額を図ることができる、と考えております。

なお、第三者委託の業務範囲については、この赤枠、地下水の井戸、取水施設・導水施設、それから浄水場、配水場、これをまず第三者委託の業務範囲とし、平成25年度以降に導入範囲を順次拡大するということでは、このパワーポイントシートの右端の、お客様の給水装置、止水栓・水道メーター、この範囲までを委託をしようと市水道事業者は考えているところであります。

ここで、第三者委託の導入に伴う縮減効果をまとめてみますと、1番目としましては、約1億1500万円の縮減効果が見込めます。それから、水道料金の賦課・徴収業務では職員を2名削減することで、2380万円程度、これらを併せますと約1億4000万円程度の縮減効果があると考えているところであります。なお、水道料金の賦課・徴収業務についても縮減効果を認めることはできますが、抜本的な赤字の解消とまではいたらず、やはりコストの縮減には限界がある、と認識しているところであります。

抜本的な赤字の解消策としましては、考えられ得るコスト縮減策を市水道事業者が努めたとしても、水道事業会計の収支の改善までは難しいことと考えており、持続可能な健全経営を推進していくためには、お客様のご負担によります水道料金の改定をもって、抜本的な解消策として選定せざるを得ないと認識しています。当然、この水道料金の改定につきましては、当運営委員会において慎重に審議を願うものであります。この審議につきましては、改定の時期を、事務局としましては、遅くとも平成23年度から検討を行いたいというふうに、現時点では考えているところであります。

余湖会長  
開発主査

遅くとも、と言いましたよね。遅くとも、って書いてませんよね。

当然、審議の内容としましては、水道料金の改定幅や改定年次などを審議していただきますけれども、この水道料金改定につきましては、様々な諸条件を考慮する必要がございますので、その際は審議資料等を作成いたしまして、ご審議をいただくということで事務局は考えております。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。ちょっと長い説明になりましたけれど、今までの委員会よりもちょっと踏み込んだお話があったのが、水道料金の改定の話だとは思いますが、ちょっと、基本的な情報でお伺いしたいのですが、前回石狩市で水道料金を値上げ

したのはいつで、何%でしたか。

伊藤課長

料金を改定しましたのは、昭和 60 年 7 月に料金を改定してございます。その後、平成元年に消費税を 3%、それから平成 9 年に消費税 5%の転嫁を行って、その後料金は現状の料金体制を維持しております。

余湖会長

昭和 60 年に値上げしたときは、何%上げたんですか。

伊藤課長

60 年の改定は、平均改定率 35. 83%でございます。

余湖会長

はい、ありがとうございました。今は別に料金改定の審議ではないですけど、ただ、皆さんお気づきだと思いますけれども、非常に経営状態が厳しくて、その中のコスト縮減策の一つとして、包括委託というのが出てきたんですが、先ほど申し上げましたように、技術基盤の確保という意味と、コスト縮減という意味と、2 つが包括委託にはあったのですが、コスト縮減はわりと小さくてですね、もうたぶんこの料金値上げということを視野に入れざるを得ない、という状況であると思っております。いくつか、コスト縮減額の数字が出てまいりましたが、桁が違うのが結構並んでいるので、ちょっとわかりにくいですよね、話としては。例えば、第三者委託だと、初年度で 700 万円くらいでそれがだんだん上がっていきますよ、という話はさっきあったんですが、もう一つ隠れている数字として、最初のほうで説明がありましたが、一般会計からの繰り入れという金額が約 5000 万あるんですね、今。これは金額としては結構大きい。これが、過去に 1 回不払いと言うか、ちょっと遅れて払われたということがあって、財政危機でしてね。

だから、その 5000 万が本当に大丈夫なのかなと、ずっと 5000 万が確保できない、例えばそれが半分になる年だったら、それは第三者委託で経費節減した分なんか、いっぺんに吹っ飛んでしまう金額ですね。それと、水道料金の徴収業務を委託したとしても、コスト縮減が年間 340 万、それで、もうひとつあった給水装置の審査及び検査ですか、これは平成 25 年以降の話ですから、ちょっと今は同じレベルには考えられないということもあります。ですから、その辺をちょっと、桁が違う数字が並んでますので、気をつけて見ていただきたいと思います。それじゃあ質疑に入りますが、申し訳ありませんけれども、小笠原委員、お願いします。

小笠原委員

色々ありがとうございました。私としては、この第三者委託というのを、先ほど委員長もおっしゃっておられましたけれども、一つの水道事業会計を健全化させるための一手法という位置付けをクリアにして、なおかつ、今後の石狩市の水道事業会計を健全化に向けてどうするか、という議論をしてほしかったわけで、それが、前回今回あたりから本筋上に乗ってきて、やっと議論がかみ合ってきたのかなという、そんな感じがします。それで、そうすれば、これまでの第三者委託で全て、全てと言うか、大筋で解決だといったような説明でもって、その位置付けもクリアになってきて、これからこの委員会としても、色々検討する方向性というのが、もう少しまどろっこしくなくなるというような感じがいたします。

余湖会長

それでは、ご質問ございますか。説明がわかりにくいというような。

実はですね、先週、釧路で全国の水道研究事業会というのがありまして、私行ってきたんですけども、そこで毎年初日の午前中にフォーラムをやるんですね。そのときに、厚労省の方が必ず来るんですけども、今年は水道計画室長だったかな、宮崎さんという方が講演をされてですね、かなりきついことを言っていましたので、ちょっとお知らせします。例えば、こういう会がありますよね。こういうのは、審議会というか、委員会のようなものは、1 事業体に 1 つあるんですけども、未だにですね、難しい資料を 2 時間も延々と説明して、わからないことを言って、よろしいですかでしょんしょんと終わっている自治体があると、かなり多いと、とんでもない話だと、いうふうに厚労省の方がはっきり言っていました。それと、もうひとつはですね、水道料金の値上げもできないで、全部問題を先延ばしにしているというのは、やはり水道事業体としては無責任だというようなことも言われてました。これは現場から反論があるんでしょうけれども、やはりある意味で、水道が今、過渡期にあって、全国の水道事業体に対し、各々自分の将来の姿を自分で考えなさい、というような事を強く中央官庁が言い出してきたな、という感じを受けました。ですから、今までなんとなくこの委員会でも、コスト縮減と言ってもたいし

た縮減ではないのではないかと、という話もありました。けども、料金改定をもうせざるを得ないというようなことも、今日事務局からお話がありましたが、やはりこの会としては、第三者委託の是非と同時に、それをやった場合に将来的に石狩の水道がきちんと生き残っていけるのか、というようなことも論議していかなければいけない。ということで、質問でもご意見でもよろしいですけれども、率直なお話をいただければと思うんですがどうでしょうか。

堂柿委員

すいません。先ほど料金の、昭和 60 年に 30 何%上げたっていうお話だったんですけども、この数字というのは非常に大きいと思うんですけども、全国的にあっちの自治体でもこっちの自治体でも、この時期に上げたんでしょうか。それとも石狩単独で上げたとすれば、その 30%は納得いただくのに何か理由はあったんでしょうか。普通に段々先細りしていって、このままじゃだめだから 30%上げますで、はいそうですか、というふうにはならなかった気がするんですけど。何か全国的にそういうような制度に変わって、水道料金の見直しが一斉に行われたのですか。

伊藤課長

堂柿委員のご質問の部分なんですけれども、そのご質問に関して正確にお答えができるような資料は手元にはございません。ただし、石狩市、当時の石狩町でございますけれども、水道料金の改定は過去に 6 回実施をしております。昭和 48 年に事業を開始してございますけれども、そのご質問があった 60 年の改定の前にも、昭和 53 年に料金を改定しております。そのときは、たまたま石狩市にも花畔地区と新札幌地区と本町・八幡地区というのが、料金の利用が各々ありましたけれども、これを統合したということがございます。それで、その後各々事業を運営してきた経緯がございますけれども、それが実はおおむね料金改定が 5 年おき、ということで改定をいたしてございますけれども、このときは 53 年から 60 年まではこの改定した金額で来たということでございますね。各々経営状況を見ながら、その都度経営状況を見定めて、料金を改定したものだというふうにご理解をいただきたいと思います。

堂柿委員

心配なのは、私は水道事業に限らずですね、公的なサービスっていうのは、もう今のままではどの分野だってやっていけないって思っているんですよ。社会保障にしろ厳しい。

でも、水道は今こういった形で、わずか 700 万円くらいの節約だけれども、何年後かにこういう話が出たときに、じゃあ今まで何をやってたんだっていう話は必ず起きますから、そのときに、わずかでもこれだけのぎりぎりの努力をしながら今までやってきたんだ、という言い訳の材料を作るというんじゃないですけども、この分は非常に大事なことだと思うんです。気になるのは皆さんがご納得いただけるかどうかということで、30%を乗り切ったんなら大丈夫かな、と思うんですよ。35%というのは大きいでしょ、これ。なんかよっぽど理由がないと言い出せない数字のような気がするんですけどね。5%、1 割だったらまだ言えるけど。

伊藤課長

たまたまこの時期はですね、石狩市も人口増加の時期でございまして、おおむね施設整備等に投資を要したということも、当然基本ではございます。

堂柿委員

わかりました。

余湖会長

あと、ちょっと忘れちゃったけれども、この昭和 60 年頃の経済状態ということもありますよね。今ほどは冷え込んでないんじゃないかなと。

堂柿委員

バブルの始まりだろうかなと思うんだよね。絶好調ですね。

余湖会長

今はみんな給料下がってますからね。そういう時代に 30%上げるったら、市長選挙になるかもしれないですね。

小笠原委員

一般論で申し訳ないんですが、水道料金というのはなかなか今の状況から見れば、簡単に上げるということにならないのが一般的で、選挙の一つの道具にされる可能性がありますね。そのときの経済状況に合わせてちびちび上げるということは、一般的にできないですね。従って、ずっと止まっていってどうしようもないということを訴えて、正面突破する。

それで、そのときに例えば 10%上げるも 30%上げるも苦労は同じなんですよ。

余湖会長

これからやっぱりそういう手法がいいんですかね。どうなのかなと思いますけれど。

小笠原委員

そこは、やはり市民の皆様、あるいは議会というのですかね、地方議会、そういった議員の人たちが、それを公営企業というのはこういうものなんだということをきちんと

理解していただければ、毎年少しずつ少しずつ上がって、ショックはないと思うんですよね。そこは、理解をどこまで得ることができるかにかかりそうな気がするんですよね。そのためには、やはり常に情報を出すことが第一条件になってくるんですよね。非常に難しいんですけどね。

堂柿委員 他部局なんかもね、色々な福祉サービスとか教育とかのところでも足並みがそろって、いいんでしょうけれども、そういうところは、我慢をできるだけやって最後に値上げするというやり方で。

小笠原委員 逆に市民の方から見ると、あれも上げこれも上げ、毎年全部上げているんじゃないかとそういう捉え方をしてしまい、行政側と外部側と相反するような見方になってしまいますのでね。非常に難しいということですよ。

堂柿委員 わかりました。

余湖会長 ちょっとこのパワーポイント、出してもらえますか。積立金がどんどん減っていくところ、それですね。ここが一応 5000 万のラインで、さっきもちょっと申し上げたんですけども、ここがラインだと言うんですけれど、1 年間、23 年と 24 年の間で 1 億 5000 万減るんですよね。ものすごい急激に落ちるっていうのが、非常にリスクが大きいのではないかなと。ちょっと予測が狂うとね。だから、なんと言うか、このエラーって言うのかな、誤差がどれくらいあるのかな、という検討をしないと、今から 23 年度に審議をしますと言ったって、実際にはこれよりもっとはやく落ちたら大変なことになるなど、素人ながら心配なんですよ。やっぱりその辺のリスクを考える必要があるのではないかなと思うんですが、そのへんは事務局はどうなんですかね、このグラフっていうのは、かなりこれ重たい数字ですよ。

伊藤課長 その分につきましては、余湖会長様からご提言があったとおりでございます。おおむね経営状況については、その都度動く、というものでございますので、その経営状況を的確に見定めながら、その時期を先ほど平成 23 年ということで申し上げましたけれども、その状況を見定めながら的確に対応するというところで考えております。

余湖会長 事務局としては言わざるを得ないんでしょうけれども。

堂柿委員 すみません。24 年というのは確かダムが完成して、西部企業団ですね、その辺の時期については。

余湖会長 要するに周辺施設がいっぺんに造らなくてはならないという時期ですね。ここから用水開始ですからね。

堂柿委員 この話の守備範囲ではないけれども、当別ダムが本当にそのときにできるかどうか、わからないと言えわからないですしね。だからそういう意味でも、非常に幅というか、流動的な部分はあるだろうなと。

余湖会長 今まで何回かこういう議論をしていただいて、今まであまりにも委託そのものの効果とかそういう形に捕らわれすぎていたので、今日の事務局の説明で若干全体像が見えてきたというように思いますが、何かご質問ございますか。あるいはご意見でもよろしいですが。

安藤委員 はい。

余湖会長 はい、どうぞ。

安藤委員 料金改定は将来的にはいつかするんでしょうけれども、そのときに、各家庭で最低必要な水も、今基本が確か 7 m<sup>3</sup> くらいですよ。そこまでは、抑えた金額で、今は高い水でも買う人がたくさんいる時代です。それから、たくさん使う方には料金をたくさん負担していただくという考えの料金値上げは、もちろんそれは変な考えだと思いますけれども。

余湖会長 体系の見直しですね。

伊藤課長 今、安藤委員からご提言をいただきましたけれども、石狩市の場合の料金の設定は、通増型という料金体系になってございまして、使えば使うほど料金は高くなるという料金設定をしております。これは大都市、もしくは本州の西部の地区で、水の使う量を節水を図るというような目的をもって、料金を設定しておりますけれども、石狩市の場合は基本的水量は 7 m<sup>3</sup> であると、それに今ご提言があった部分については、基本水量をいくらにす

るのかということとも、料金の改定のときには当然議論になると思います。

堂柿委員

すいません、ちょっといいですか。水道の管のことはわからないんですけどもね、一般の企業の経済活動ですとね、料金の値段をある程度下げていっぱい売って儲けようと、水道に関してもね、そういうことっていうのはありえないんですか。いっぱい使ってもらって総収入を上げるとか。それで結局元が取れる。水道っていうのは、そういうことになっていないんですか。

菅野委員

基本的にはやはり商売だからね。やはり売っておいたほうがね。

堂柿委員

管の流量だとかそういうことは色々あるんでしょ。

余湖会長

パイプを太くしなよと言っているんですよ。水圧を上げればいいんですよ。

安藤委員

節水しましょうと言うものの、やはり節水するとそれだけ収入減りますものね。

余湖会長

ですから商売ですから。難しいですよ、そのへんは。要するに、例えば夏は水が渇水になると、今の本州みたいにね、そういうところでは節水してほしいと言うけど、札幌あたりの水道だと、節水ということは本当は言いたくないんですね、あんまり。使ってほしいから。

安藤委員

石狩の場合は買ってるんですよ、札幌から。買ってる分については赤字なんですよ。

伊藤課長

極端に言えば、逆転ということになります。

三國委員

ちょっとよろしいですか。さっきちょっと話が出たんですけど、例えば、平成19年に当別ダムができる予定が25年度に延びましたね。そうすると一つ問題はね、コストが高くなるのではないかという話です。極端な話ね、当時造る場合は、札幌にも水あげますよ、小樽にもあげますよと。そして安くあげるということで一致するんですよ。今の現状だと札幌はいらない。小樽もいらないという、そういう問題が発生しているんですよ。知ってます？そうすると、もっとコストが上がってくるんじゃないですか、逆に。

余湖会長

それはどうですか、事務局、答えられますか。

下野課長

札幌市や小樽市は、今の計画で何ら変更はないと承知しています。

三國委員

いらないって言うんでしょ？

下野課長

いいえ、いることになっております。

三國委員

いらないって聞いているんですけどね。

下野課長

札幌市さんは平成40年から必要というふうになっております。

三國委員

いらないってことはね、もしそれをキャンセルした場合に、賠償金が生じて無駄になるから、やむを得ないからもうんじやないかという、そういう話もあるんでね。

余湖会長

あと、札幌市は豊平川の単一水源なんですよ、ほとんど。95%以上が。それでやはりリスクという意味では、技術屋的な目から見れば、もう一つ水源が欲しいということなんです。何かあったらもう終わりですから、水源の豊平川に。ただ、水量的には今工務課長、下野さんが言われたように、いらないとは言っていないけれど40年からなんですよ。ずいぶん先の話です。

三國委員

どうなんだろうかねという話をよく聞くんだけどね。

下野課長

今の計画では必要だということで、札幌市も乗ってますし、小樽市さんも乗っております。正式には下りるとかというお話は聞いておりません。

菅野委員

当初計画がこういうのはあってね、当初計画からすると、札幌市も小樽市も縮小したことは間違いはないよね。だけど、全く撤退したということにはなっていない。

三國委員

撤退したという話には。

菅野委員

いや、そういうことにはなっていないです。それで、ダム計画は全部リンクしているからね、それでもって当別ダムの整備計画というの、それで当初計画より、なんとというか、給水と言うかそういう関係で。そういうことでしょ。

三國委員

まあ、そういう話も一応あるということです。

余湖会長

他にいかがでしょうか。

永井委員

一つだけいいですか。今関係する章の中で、今説明があったんですが、第三者委託の導入範囲の拡大という話がありましたよね。これは平成25年度以降に検討するということで、現段階での考え方だということなんだと思うんですけども、すなわち、これは今までの法的に色々なことが整備された第三者委託としては、例えば施設の管理、あるいは



水造り、運転管理だと、浄水場の。その辺のいわゆる技術的な要素を念頭に、そして技術者の確保が困難だということで、能力あるところに任せましょうと、それは自治体だろうが民間会社でも関係ないと、所定の要件があればいいということなんだけどね。私もたまたま今回改正水道法案で色々なことを勉強してきて、この頃あんまり見る機会がないんですけれども、この表現からしますとですね、ちょっとはずれる要素があるんですよ。ですから、第三者委託とは別な形の、いわゆる何かあった場合の受託先が責任をもつ、という第三者委託ではなくて、違った、この部分は第三者委託という法律、水道法改正の法律ではない、石狩市水道事業者としての独自の判断で、独自の責任でこのように委託を考えるということなのか、ということくらい、せっかくここで触れられてますから、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

余湖会長  
永井委員

事務局の方お願いいたします。つまり、この図ですよ。この図のこの黄色い部分。

給水装置工事の検査の部分ですね。これは水道法 17 条か 18 条、どっかその辺にあったような気がするんですけども。

下野課長

この給水装置の審査と検査につきましては、これも第三者委託の範囲の中に入っております。ただ、今回審議していただいているのは浄水場の維持管理について、審議していただいておりますけれども、給水装置のほうも第三者委託の範囲の中に入っておりますので、検討してもらうのであれば、今でもできるんですけども、ただ市水道事業者としては、職員の技術継承をしたいので、浄水場も 5 人いなくなりますので、そしてさらにまた 2 人いなくなると市水道事業者としてもちょっと厳しいのかなと、それで平成 25 年度以降ということで考えております。

余湖会長

つまり、給水装置の部分を委託することも、水道法の法定内の話で法定外ではないということですね。

下野課長

はい、そうです。法定外の部分なんですけれども、外につきましては、浄水場の清掃であるとか除雪であるとか、そういったものが外でございます。そこらへんも含めて包括委託をしようと考えております。

永井委員  
余湖会長

わかりました。

他にいかがでしょうか。それでは、ちょっと時間が遅れてますが、もう一つだけやっけてから休憩を取ります。簡易水道事業の第三者委託ですね。これの説明をお願いいたします。

開発主査

それでは、簡易水道事業の第三者委託についてご説明をいたします。合併時の統合計画におきましては、旧浜益村には二つの水道事業があり、一つは浜益区簡易水道事業、もう一つは濃昼簡易水道事業がございます。それから、旧厚田村におきましては厚田区簡易水道事業が、旧石狩市には上水道事業がございます。これら水道事業について、統合計画上は、事業統合、簡易水道事業から上水道事業へ、さらに官庁会計から企業会計へという、事業の統合と会計の統合、これを少なくとも平成 22 年度までに、上水道事業に統合するという計画になっています。ただ、簡易水道事業の課題になるんですけども、安全・安心な水道水の供給は当然であります、この旧厚田村・旧浜益村、この簡易水道事業におきましても、技術職員の確保が難しいという技術継承の課題、また浜益浄水場においては市水道ビジョンの際の審議にもありましたが、建て替え計画がございます。この施設建て替えに要する財源の確保をどうするか、今後、この建設に係る国庫補助金の確保は大丈夫かどうか、あるいは技術職員の確保の観点からは、安定した給水サービスが維持できるかどうかといった課題を見てとることができるかと思います。このような諸課題があるところではあり、持続可能な経営手法の検討としましては、当然、今述べましたことが喫緊の課題になっております。市水道部としましては、この技術継承の課題につきましては、当面の対応方針として、本庁職員による技術の支援を行う一方、施設整備に要する財源の確保、こちらにおける当面の対応といたしましては、簡易水道事業の財源メリットの有効活用ということを打ち立てております。

なお、このメリットといいますものは、簡易水道事業におきまして、通称、過疎法と言われます時限立法がございまして、平成 22 年度までにこの過疎債を活用いたしますと地方交付税という交付税で、それなりの交付税措置がありますことから、一般財源を抑えることができるという財政のメリットがあります。しかしながら、先ほどパワーポイント

シートでご説明いたしましたように、統合までには第三者委託を導入する、というこの基本姿勢は変わっておりません。

簡易水道事業の委託の見通しにつきましては、まず委託の手法を第三者委託とし、委託の内容を浄水場の運転管理や保守点検、水道料金に係る計算業務や収納業務とし、委託の時期は平成 22 年度までというふうに考えているところであります。以上、簡易水道事業における第三者委託のご説明をさせていただきました。

余湖会長

はい、どうもありがとうございます。簡易水道のことについては、地域水道ビジョンを作ったときにも、一部、話としては乗っかっているんですが、ちょうど市町村合併のときのタイミングの問題があって、充分議論ができていくかと言うと、必ずしもそうではないという面があります。それで、水道ビジョンの中では、平成 22 年度までに会計を統合して、徐々に料金を合わせていくという流れがあるのは確かですが、そういうことをやって、一つの、今あるような浜益、濃昼、厚田の簡易水道と、石狩市の上水道が一本化されて一つの上水道というような流れです。これも、厚労省の室長が言っていましたけれど、簡易水道、要するに補助金を当てにした簡易水道の経営はもう無理ですよ、というようなことははっきり言っておられましたけれども、今まで簡易水道はかなり手厚い保護をされてきたこともあるんですが、そうではなくて、統合できるところは統合しなさい、という国の政策的な流れというのは、かなり強いものがあります。それで、よくわからないんですけれども、統合は 22 年度まで、というのが僕はよくわからないんですけれども、いつ統合するということなんですかね。22 年度から統合がスタートするということなんですか。それがよくわからないです。

伊藤課長

はい。簡易水道の上水道事業への統合の部分、事業統合と会計統合と料金の統合と 3 つございますけれども、合併調印の部分につきましては、平成 22 年度までに統合する、つまり、平成 22 年 4 月に統合するというところでの協議が整っているところでございます。

余湖会長

22 年 4 月スタート、ということですね。

伊藤課長

はい、そうでございますが、それについては、今後の状況を見定めるということも当然あるかと思いますが、そういう意味合いで 22 年度ということで示してあります。

余湖会長

その間に、浜益浄水場の改修工事をしなければならない。今はその暫定期間みたいな感じで、この工事はまだ簡易水道で可能であると、だからそっちにまず補助をいただいて、改修してから統合するというような戦略ですね。それが、簡易水道事業の課題のこの部分ですね。それはわかるんですが、第三者委託をやろうとする時期は 22 年度、これもまた 22 年度までって書いてあるんですが、この理由はどういう理由になりますか。統合するのは、財政的なメリットを使うのが 22 年までにして、浜益全部完成させてやるのはいいんですけれども、第三者委託を平成 22 年度まで伸ばす、というのはどういう理由になりますか。

伊藤課長

今の余湖会長のご指摘の部分でございますけれども、簡易水道事業におけます第三者委託の導入につきましては、導入にあたって、コスト面ではあまり導入効果は見込めない、というふうにご理解いただいたと思いますが、安全で安心な水を供給するということは会長ご説明のとおりで、技術基盤の確保というほうが観点になってくると。従いまして、導入については必要である、という認識をもっていただいて、浜益浄水場の改修や会計統合等の時期を見定めて、平成 22 年度までのできるだけ早い導入を検討したいというふうに、水道部としては考えております。

余湖会長

ちょっと、よくわからないんですけれども、要するに、石狩市も水道を第三者委託しますよと、そのときに、もしも簡易水道も一緒にできれば、たぶんすごいメリットが大きいと思うんですけれどもね。たぶん、受けるほうもそうでしょうし、経費節減という面でもすごい期待ができるでしょうし。例えば、石狩の上水道だけ最初に委託しちゃった。そして今度、浜益、厚田、とちょっと離れたところを委託するというふうになると、やはり受けるほうも大変だろうし、だから色々な意味で、もしもできるんだったら、早めにやったほうがいいんじゃないかな、というのが普通だろうと思うんですが、ちょっと今の説明ではその辺りがわからないし、あと 22 年度までのできるだけ早い時期にと言っても、具体的なスケジュールがどうなるのかという問題、それと今、簡易水道はあまりコスト縮減効果はない、とおっしゃったけれども、皆さんも去年の 8 月でしたか、現地をご覧に

なったかと思いますが、簡易水道も今、技術者がいないわけですよ。そういった意味では、一番苦勞されているわけで、コスト縮減効果が少ないっていうのは、石狩の水道も同じようなものですから、ある意味は。ですから、はたから見ると、もっと積極的に導入を図ってもいいんじゃないかなという気はするんですけどね。その辺り、厚田・浜益の職員の方、いかがでしょうかね。

鎌田課長

厚田支所建設水道課の鎌田と申します。厚田の今の施設の維持管理の関係なんですけれども、やはり今おっしゃっていたとおり、技術屋は本当にごく限られた人間しかいないということで、一度そのポストに配属になると、殆どもうそこに配置をされています。

余湖会長

未来永劫、水道屋さんですか。

鎌田課長

ええ。動けないという状況にあります。やはり現在も、日曜・祭日の簡単な点検とか、そういうものは業者に委託してやっております。あと機械・計装・電気の部分になると殆ど故障しても、すぐに対応できないという状況もありまして、その辺りも、年間数回なんですけれども、業者に委託してやっている状況です。その管理体制の整備など満足できる管理レベルを確保するとすれば、やはり第三者委託も必要になってくる、という考えです。

余湖会長

はい、ありがとうございます。浜益も多分同じでしょうね。

赤間課長

ええ、考え方は同じですね。

余湖会長

委員の方はいかがですか。土門委員と石川委員は、厚田・浜益からお越しだと思いますが、何かご意見ありますか。

石川委員

浜益の石川ですけれども、これは浜益から石狩までの簡易水道を含めて、上水道として行うという予定なんですけれども、管をつなぐということではないですよ。

余湖会長

そういうことではないです。それは無理ですね。

石川委員

となると、今職員の方が、現地の職員の方が言われたように、技術的な部分でかなり苦勞していると思うんですけれども、浜益の場合だと、年々原水が悪くなってきているんですね。特にこの時期になると、濁度がすごく高くなるんですよ。表流水を使っているものですから。そういう関係もあるから、市のほうでは今浄水場の改築というか、改造を考えているんだと思うんですけれども。

余湖会長

何かありますか。

赤間課長

今、石川委員さんのほうから、原水が悪くなってきている、濁度が上がっている、というようなお話をされているんですけれども、昨年、原水の濁度調査をしている中では原水そのものが悪くなってきているという状況ではないので、その辺のご理解はいただけたと思います。いずれにしても、浄水場につきましては老朽化が著しいということで、それが一番の原因なものですから、原水が悪化しているということではないと思いますので。

余湖会長

実は私、去年見せていただいたんですが、あれだけ綺麗な原水はなかなかないです。

石川委員

それは私も理解しています。

余湖会長

むしろ、ろ過池の操作の問題、管理の問題があるのかなというふうには感じております。それと施設自体が老朽化しているということもあって、なかなか、どうしても、緩速ろ過っていうのは雨が降ったときに弱いですよ。濁りが出てくると。

赤間課長

ただですね、簡易水道の場合ですね、厚田・浜益、当然ここから浜益であれば、車で1時間近くかかるんですけれども、24時間運転するという上では、常駐するか、そのくらいの維持管理が必要になってくると思うので、その場合の委託料というか、当然コストが2つの簡水、2つと言うか、浜益の簡水を含めても、職員が3名程度でやっている水道ですから、それが職員が例えば半分になるだとか、1人でいいやとかいう形になれば、かなりコスト的にも有利かなと思うんですけれども、その辺りとの兼ね合いが難しいところかなと思います。

余湖会長

確かに、その辺りはまだ精査されていないですよ。それと、もう一つは将来の経営が一本化するということは、仮にですよ、簡水がすごい赤字になったら、それが石狩の水道にも波及するわけですから、たぶん地域水道ビジョンをやったときに、簡水の経営状態はどうだとか、そこまでは充分この場で議論していないんですよ。だから、本当は石狩の水

道の経営状態のシミュレーションをやるときに、金額的には小さいんだけど、簡易水道もどうやっていくのかというのも、本当は併せてやればいいのかと思います。そこまではまだ、事務局のほうも検討されていないんですね、具体的なことは。

伊藤課長

今、余湖会長からお話がありました財政的な部分につきましては、浄水場などの浜益における建設等との関係もございまして、細かいシュミレーションができてはございません。

ただし、平成 17 年度の決算で申し上げますと、我々上水道という収益的な収入、水道料金等でまかなう収入については、概ね 3000 万円くらいの数字になっております。建設改良費用につきましては、約 2800 万円くらいの赤字ということですので、差引きして平成 17 年度の決算でものを言えば、約 480 万円くらいという数字にはなってございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、今後、そういった施設建設に伴う元金等の支払いも出てまいりますので、その辺りでかなり財政状況は厳しいということは見込められるのではないかと考えております。

余湖会長

たぶん、単年度の収支バランスは地域水道ビジョンのときに出ているんですけども、将来的なことは検討されていないんだと、それと過疎化が進むと、もっともっときつくなるのではないかなというのがあるんですね。ちょっと、私ばかりしゃべりすぎましたので、皆さんどうぞご意見をお願いいたします。

菅野委員

第三者委託というのは、どうしてもコスト削減というのが大前提になっているような感じがしますけれどもね、ところが今みたく、石狩と言っても、浜益厚田みたく、やはり技術職員が、維持管理するための技術職員、これが技術継承というか、職員の採用というのできないという状況からすると、そういう点ではあまりコストが下がったから上がったからと言って、委託するかしないかという部分的な見方っていうのは、ちょっと妥当ではないんじゃないかと。今の時代に、第三者委託という受け皿があると、技術的に持っている、そういうところにある程度仕事を任せると、行政の一部を。そういう観点からしても、第三者委託というのは、あまりコストコストでやっていくと、部分的なもので見てコストコストでやっていくと、ちょっと違うんじゃないのかなという感じはしますけれどもね。

余湖会長

そうですね。確かにそのとおりだと思います。

菅野委員

だから、石狩市全体で、統合をした段階でも統合前でも、委託するとして考えているのであれば、そういう全体の中で見ていけば、例えば職員が管理するというか、職員がやはり石狩の本庁にいて、それを出かけて行って見るという方法もあるだろうし、流動的にできるのではないかなという気はしますけれど。

余湖会長

とにかく片道 1 時間かかりますからね、浜益は。他にいかがでしょうか。

小笠原委員

さっきのパワーポイントの説明の中で、過疎債のことがちょっと出てましたね。22 年までに事業統合をすると。これは、過疎債を充当するためのメリットのためにあるように、ちょっと私は受け取ったんですがね。今の仕組みとして、もう決まっちゃったのかもしれませんがね、事業統合しても過疎債はまだ残るんですね。施設整備をしても。どうですかね。

余湖会長

それはあれですか、借金が残るということですか。

小笠原委員

いや、過疎債っていうのは起債の一種なんですがね、交付税で戻ってくるんですよ。ですから、実際、補助金と同じ扱いになるわけですよ。

菅野委員

水道事業そのものに、石狩の水道事業に、たぶん石狩は過疎部分ではないと思いますけれども、それには過疎債を使えないんじゃないですか。

小笠原委員

今、簡易水道を統合しますよね。そのときに、簡易水道として事業統合する際に、簡水を整備するものについては過疎債を使えます。と同時に、過疎債を充当するという仕切りが一応出来ていたはずなんです。そのことを言われていたから、ちょっと確認なんですけどね。それと、あと 22 年までに事業を統合するときには、国に対して統合計画を出さなければならぬですよ。

鎌田課長

施設の統合ではなかったですか。事業会計の統合ではなくて、施設そのものが簡水と上水と、連絡管なりで結んでの施設の統合、そういう意味合いでなかったですか。

小笠原委員

そうでしたかね。今、事業統合というのを国は強力に進めてますよね、大臣も含め。で、

そのときに、先ほど会長も言われておりましたけれども、簡水を上水道に事業統合するときに、その場合についてだけ、簡水の工事は従来どおり支えますよと。その裏起債として、過疎債も充当しますと整理されていた、と記憶していたんですが。上水になったからって、その時点で簡水の補助はいいけれども過疎債はだめだって整理されましたかね。ちょっとそれは騒ぎになるんじゃないかと。

伊藤課長 我々も財政サイドと論議をしてまして、財政サイドの見解も、一応見通しだと22年に打ち切りということもあるということなので、それを前提にして、施設整備もある程度計画的にやったらどうだろうか、という話は受けてはいるんですね。

小笠原委員 だから今、統合計画を厚生労働省のほうに、統合計画を出して認知されれば、これから10年間は簡水の補助を受けられますよと。だけど過疎債は2年で打ち切りということになるんですね。

伊藤課長 そういうふうには財政サイドからは聞いてはおりませんが、そういう論議がされていることは事実でございます。

小笠原委員 そうですか。今、先ほど言われたように、22年度までに統合をスタートさせたいという、事業統合ですかね。簡水の施設整備というのは、さらにそのあとでもいいってことなのか。今から10年後まで。この時点で簡水も施設整備しちゃうってことなんですかね。

鎌田課長 補助事業としての事業は10年間いいってことですよ。3年以内に計画すれば。

小笠原委員 先ほど22年までに施設整備もしちゃうかどうかというの、はっきりまだわからないということですか。

鎌田課長 事業計画で、10年以内に計画を出せば、10年以内に施工しますよという計画書を出せば、10年間は有効だというふうに答えています。

小笠原委員 石狩市としては、今問題になった、簡水というのをいつ施設整備するのかというのは、今この場では明確にはできないということですか。

菅野委員 合併の取り決めの中でね、例えば浜益の浄水場整備だとか、そういうのは統合の中で話し合いをされているのか、そういう何か別な要素があるんじゃないかと。ある程度期限がある、それを先延ばしするといったら、合併に当たっての約束違反ということで、そういう問題もあるのですね。

余湖会長 どうも統合に関してはかなり複雑ですね。財政的なことを含めてね。ただ、私の感想では統合の問題は別にして、第三者委託でいいのではないかと思います。

菅野委員 そうですよ。

小笠原委員 それと今、過疎債が2年か3年か聞かれるかもしれないという話もあるんですが、それと第三者委託は別物ですよ、まったく。

余湖会長 ですから、それを一緒にして話をされると、地元の方もこれだけ要望があって、例えば今回石狩の水道だけで第三者委託を審議して、また後から簡水をやると、同じことを2回やらなきゃならないですよ。それもまたしんどいなど。

三國委員 契約上の中身の問題からしても、割高になるはずだと感じるね。

余湖会長 完全に議論するだけの材料が今出てるわけではないんですが、これから、今日の結論は出しませんが、第三者委託の具体的な議論をしていく中で、できるものだったら簡水もやっちゃうということは、方向性というのは、ある程度、皆さんどう思われますかね。なかなか一度機会を逃しちゃうと乗り切れないんじゃないかと思うんですけど。

じゃあ、ちょっと話が長くなりましたので、一応よろしいですか、そういうことで。私がちょっとしゃべりすぎましたけれども。ちょっと、簡水が取り残されるという感じがしますので、事務局におかれましては、その辺りをご検討いただきたいと思います。それじゃあ、休憩しましょうか。大分長くなりましたが、45分まで。10分ちょっとですが、休憩をお願いいたします。

(休憩)

余湖会長 時間がちょっとおしておりますが、再開をいたします。ちょっと背景についてお話ししますが、これから先進地、いわゆる第三者包括委託の先進地の調査結果をお話ししますが、こ

それは実は前回の委員会で、欠席された方もいらっしゃるかと思いますが、今日いらっしゃるんですが、眞柄委員のほうから、眞柄委員はかなりそういう情報に詳しいものですから、今までやったところは全部上手くいってますよと、100%上手くいっているということで、ぜひ、そんな不安はないんだ、というようなご発言がございました。ただ、やはりこの委員会の場では、それを裏付けるような現地を調査したとかいう具体的な資料がなく、アンケートはあったんですが、アンケートではなかなか本音が出てこないということで、私のほうからお願いをして、ぜひ現地に行って色々と聞いてきてくださいということで、これから、その結果について報告があります。

大変事務局には忙しい思いをさせてしまいましたけれども、その辺の報告をいただきたいと思います。それでは事務局、よろしくお願いいたします。

伊藤課長  
下野課長

はい。すみません、ちょっとその前に下野課長のほうから。

誠に申し訳ありません。先ほど永井委員からのご質問で、私回答しておりますけれども、第三者委託の対象になるかどうかというところで、給水装置の審査と検査でございますけれども、検査のほうは対象になりますけれども、審査のほうは対象になりません。水道部としては第三者に委託をして、審査のほうは包括的委託という内容で出したいと思っております。訂正方、お詫びを申し上げます。以上です。

余湖会長  
下野課長

ちなみにすみません。審査と検査ってどう違うんですか。

給水装置工事、皆さん、家の中に給水装置がございますけれども、申請書が私ども市水道部に上がってまいります。水道部でこういったカラーをつけたりとか、水抜き栓をここに立てますとか、そういった審査を一度して、それでOKであれば業者さんのほうへ、それで業者さんは施工して、その後、私どもが検査に行くということです。

余湖会長  
下野課長

そういうことですか。

検査というのは、水圧をかけたり器具がちゃんと付いているとか、そういったことになります。以上です。

余湖会長

わかりました。永井委員どうもありがとうございました。ご指摘をいただきまして。

清野主査

それじゃあお願いいたします。

水道部工務課の清野です。先進地視察の報告を、私のほうからまずはさせていただきたいと思います。私が行きましたのは、都市のご事情もございますので、また今回お話をする内容には、多分に都市の内部事情等のデータを無理を言って提供していただいたという背景がございますので、ここでは仮にA市として、皆様にご紹介をさせていただきたいと思います。

このA市における委託状況でございますが、結論から申し上げますと、弓折れて矢尽きるといような状況で第三者委託に入っている、というように感じてまいりました。それからもう一つは、A市にいて感じたんですけれど、第三者委託を実施して、官尊民卑な考え方でありまして、そういった不安を一切払拭された中で、市と民間企業が一体となった信頼関係で統一されている、という感じも感じてまいりました。それから最後にもう一点は、その都市も、我々石狩市と同じく、コストを目的としたものではなく、市民の皆様方に安全かつ安定した水の供給を図るために技術の継承を図るということを第一に考えて、第三者委託に踏み込んだということをまず感じて帰ってまいりました。

視察結果、パワーポイントシート、画面を見ていただきたいのですが、視察結果としては大きく分けまして3つございます。第1点目は、平成16年の委託以降、この都市では問題が発生しておりません。それから2点目といたしまして、委託をすることによって市民サービスが持続的に提供可能という状況になっております。それから最後3点目といたしまして、国の立入検査による指摘はございませんでした。以上の結論を踏まえて、順次中身のお話をさせていただきます。

今回私が視察に行ったのは、3月19日に行ってまいりました。この都市の概要になりますが、総面積は約700㎢、石狩とほぼ同じくらいな行政区域の面積になっております。それから総人口は約10万人ですから、石狩市よりも概ね倍くらいの人口密度にある、というように状況にあります。さらに、この委託対象施設の概要でありますけれども、浄水場の運転管理、これについては人件費だけを見込んでおります。人件費と言いますのは、具体



的に言いますと、浄水場を運転させるための機械操作でありますとか電気操作、それからさらには水質計器類の日常点検でありますとか運転管理業務、こういったものにかかる人件費についてのみ委託をしていただくということであります。それから、対象施設の概要でありますけれども、こちらのほうの水源は河川表流水、河川の水を汲み上げて浄水処理して市民の皆様へ供給するという水源になっております。それから、浄水能力につきましては2万6400トン、一日あたりの浄水能力ですね、これが1ヶ所の浄水場ということでありました。それから3番目の稼働開始時期でありますけれども、平成4年の6月ということでありまして、石狩市と比べてどうなのかということでありまして、石狩市の場合は、花川南浄水場が約5000トンの浄水能力を持って、残りは1000トンから2000トンの浄水場・配水場、計12の施設であると。ですから、こちらの今回視察に行った施設とちょっと違いますのは、1ヶ所の施設で大きな浄水能力があるところと、石狩市の場合は12ヶ所に分散していて、しかも30年を超える施設が5ヶ所くらいあるものですから、そういったところがこの都市とは違うということは、勘案しなければいけないのかなというふうに感じております。

これは、私が見に行った施設の外観です。管理棟の写真です。これが委託会社の方が、市役所職員になりかわって管理をしてくださっているところです。私が行ったときには、所長を含めて、私が行ったのは月曜日なんですけれども、所長を含めて3名庁舎にいました。1人は外に出て、水質検査等の検査に出ていると言っておりましたので、計4名でオペレートをしているというような状況でございます。それから、この浄水場全体の写真ですね。このような大きな施設になっております。これらの施設を、第三者委託をこの都市はしているわけでありまして、具体的にどういったところでしているかと言いますと、一番最初に、ちょっと見にくいかもしれませんが、表流水ですから河川から水を汲み上げて、導水管で浄水場の中に水を導いて、浄水処理をします。浄水場で飲み水として加工してから、市民の皆様方に水を分配するために、配水管を通じて各家庭の蛇口まで届けるというような全体の流れになっておりますが、この第三者委託の場合は、浄水場の中の、しかも人件費だけを委託をしているというような状況であります。ですから水質検査などは外部委託費でありますとか動力費、薬品費などユーティリティー費、こういったものはこの委託の中に入っていない。この部分のお金はどのようにしているかと言いますと、役所が今までどおり費用と、部分委託ということで委託をしているというような状況です。

このA市の委託範囲でございますけれども、今お話をしたとおり、浄水場の施設の維持管理といたしまして、日常点検だとか運転管理業務をしておられる。それから、2点目の水質管理でありますけれども、これは原水と浄水のデータ監視、それから異常発生時の対処ということになっております。ですから基本的には、この受託なされた民間企業の方は、異常発生時には、まずは市役所に連絡をして、市役所の指示のもと、緊急時体制マニュアルというものを作っておりますので、それに基づいて動く。あくまでも、異常発生時の主導権は市役所のほうにあるということでした。それから、その他といたしまして、軽微な修理調整もこの委託ではやっております。ポケットの中のスパナだとかペンチだとか、そういったものをもって、部分的な修理調整くらいであれば、委託するこの職員の方は皆さん専門職でおられますので、自分で機械を微調整したり、電気の部分を変えてみたりだとかいうようなことはしてくださるということでもあります。その他、場内緑地管理というようなこともしておりましたが、いずれも、何度も復唱しますが、人件費のみの委託ということでもあります。

それから、第三者委託の経緯であります。この都市における第三者委託の経緯ですが、まずは、この都市では大きな人材育成方針といたしまして、若手職員を短期間に全庁的な仕事を経験させる、特に技術職員については土木もやらせる、建築もやらせる、水道もやらせる、下水もやらせる、ありとあらゆるものを最低3年から5年スパンで人事異動させて技術者として育成をさせる。いわゆるスペシャリストとしての育成の仕方ではなくて、ゼネラリストとしての技術職員の育成というような考え方がこの都市ではありました。その結果どうなったかということではありますが、5年未満の技術職員が大半となってしまいまして、浄水技術者の育成が困難というような結果になっております。続いてこの都市の

財政状況でございますが、石狩市と同様、この都市でも市の財政状況が非常に厳しいということから、コスト縮減に取り組むような政策環境にございました。この環境は石狩市も全く同じ状況にございます。その結果どうなったかと言いますと、新規職員採用が難しくなる。難しいというよりも、ほとんどしておりませんでした。それから経費節減が最大の関心事であるということ、これはいわゆる水道局が経費節減に最大の関心事ということではなくて、一般会計部局、いわゆる財政課の係がこれに付着するというような状況にあります。ですから、水道部局がいくらこういった浄水技術者が必要だと訴えても、なかなかお金を措置する、または人員採用など、人事権をもっている一般部局ではそういったことはかなわなかったというような情勢にございました。

以上のことから、第三者委託の経緯をまとめさせていただきますと、浄水技術者不足、これは市全体の人材の育成の仕方、まずこれが大きな考え方としてありますし、市全体の財政も非常に厳しいということから職員採用をしないということから、結果として浄水技術者が不足する。ひいては技術力の低下が問題となって、技術基盤を確保することが何らかの形で必要になってきた、といったような経緯がございます。それから、これは大きな効果ではなかったようですが、委託による経済効果をも期待したというように聞き受けてきました。

次に、その技術基盤の確保、受託者側、いわゆる民間企業側の要求する内容であります。これについては市役所が民間企業と契約をする際に、仕様書も取り交わしますので、この仕様書の中ではっきりと明文化されております。まず、総括責任者につきましては、政令で定める受託水道技術管理者という資格をもっている者ということで明文化されております。それから、副総括責任者というものにつきましては、受託水道技術管理者たる資格を取得できる者、それから技術員につきましては、浄水場等の運転管理業務に1年以上実務従事した者、それから機械、電気などの専門教育を受けた者、そして最後に第一種電気工事士を1人以上人員配置すること、と。いわゆる今回の委託は、浄水場というメカニカルな部分の委託なわけですから、特にこういった技術的な部分にこだわったという仕様書の内容になっております。この考え方は石狩市の第三者委託にも同じようなことが言えます。

次にA市側の技術基盤の確保ですが、当然第三者委託をした後は民間企業をどう市役所側が監視するかということですが、受託者の業務監督ができるように、浄水施設の専門職といたしまして、監視職員を2名育成するというような方針を、水道局ではもっております。

続いて、経済効果についてですが、コスト縮減といたしましてどのような効果があったかと言いますと、まず直営時平成15年段階なんです水道局職員が4名、それから嘱託員が3名でありましたが、委託と同時に、職員も嘱託員も0名ということになっております。それからコスト縮減の効果はどうかと言いますと、原水浄水費削減率、これは浄水処理に必要とするお金に対して、コスト縮減がどれくらいでしたかという数字であります。基本的な考え方といたしましては、分母に人件費、それから水質検査などの外部委託費、それから動力、薬品費などのユーティリティー費をまず分母にもってまいりまして、分子のほうは、それに比べてコスト縮減がどれくらい図られたかといった割合を、ここでは原水浄水削減率と称しますが、この都市では概ね7.7%というようなことでありました。

次に、受託者選定に当たってA市が重視したことですが、まず1点目は浄水場等の管理運営受託に実績があること。当然のことながら、浄水場の管理運営を受託するわけですから、この実績がまずあることということが大きな条件でありました。それから、もう一つ条件として掲げたのは、管内に事業所があるメンテナンス事業者、これはいわゆる地域特性でありますとか地域事情に精通している民間企業に受託をしてもらいたいという気持ちがあったことから、こういった条件をつけられたそうです。それから最後に3つ目といたしまして、近隣に受託している施設があること。これは緊急時、地震だとかそういった天災、災害が発生したときに、応援体制が強化できるということを期待して、近隣に受託している施設があるというような条件をつけられたようです。

それでは、この受託企業をどのように市役所側が監視しているのかという、履行状況の

確認状況であります。このA市におきましては、まずは受託者側から上がってくる実施計画や日報、月報、年報、こういったものを逐一チェック、確認しまして、内容確認をして監視をする。不適切なところがあればその都度指導をする、というような監視体制で臨むというようなことで考えておられましたし、実際このような動きをしておられました。

それから、次に委託して良かった点を、実際にこのA市役所に聞いてみましたところ、まずは受託者側にはそれぞれの分野での専門資格者がおられる。それから、専門職化された維持管理体制が確立されるというようなことを挙げられておられました。以上のことから、専従業務であるので、充実した運転管理が持続的に可能となった、といったことが市役所側にとっての良かった点ということでもあります。それから、委託して良かった点、今度は市民の立場から見てみますとどうなのかと言いますと、浄水技術基盤の持続的な確保によりまして、水道サービスが安定的に受けられるということが市民サイドからは言える。要はこれにつきます、ということをおっしゃっておられました。

委託して心配な点も、もちろん市役所の職員の方はございました。委託後は職員の浄水場水処理プロセスの専門技術者の養成が不可能となる。当然ながら、市職員が浄水場の中に入り込むことはできません。実際にオペレートに入ることができない。立ち入ることはもちろんできるんですけども、実際の水処理プロセスに立ち入ることはできないし、関わることはできないので、やはり専門技術者の養成が、現場がなくなったことから不可能になってしまう。それから、非常時の体制を受託者に頼らざるを得ないということも言っておられました。この心配な点の克服策として、どういうことをしているかと言いますと、監視職員の育成をするしかないだろう、先ほど申し上げましたとおり、浄水施設の専門職、これを監視職員として2名育成するということをおっしゃっておられました。

続いて厚生労働省の立入検査の結果であります。平成17年に立入検査が入っております。第三者委託に関する指摘はなかったということでもあります。

最後に、今後の事業展開であります。本年度から浄水場のランニングコスト、これは動力費でありますとか薬品費も委託費に加算をしていきたい、というふうにおっしゃっておられました。それから来年度以降については、電気保守管理、ビル清掃、浄化槽点検、水質管理なども追加委託をしていきたい、というふうにおっしゃっておられました。いずれにしても、この都市についても、委託範囲を広げていく予定だということでありましたし、委託も、平成16年から第三者委託をしているんですが、16年からは単年度契約ということでありましたが、この民間企業との信頼関係がしっかりと構築されたということから、今年19年度からは3年契約ということに延長しています。取り急ぎA市については以上のところになります。引き続いてB市の説明に入ります。

下野課長

続きまして、B市の視察の報告をしたいと思います。内容については、A市と同じようなパターンで説明をしていきたいと思います。B市における委託状況の視察結果でございますけれども、平成17年に委託をしてございますけれども、それ以降問題はないということでございます。委託することによって、削減コストが施設改修費に還元され、安定給水が可能となったということでございます。それと立入検査による指摘はないということでございます。

視察都市の概要でございますけれども、視察日が3月20日。B市の概要でございますけれども、総面積が約77km<sup>2</sup>、総人口が4.4万人、面積と人口については旧石狩市よりちょっと小規模でございます。この都市も石狩市と同じで、隣町に大きな都市がございます。ベッドタウンとして今でも人口が増えているそうでございます。委託対象施設の概要でございますけれども、水道施設の運転管理、水質管理などでございます。対象施設の概要としましては、水源が16施設、湧水が5、表流水が1、地下水が5、浄水場が6施設、公称能力ですけれども、大きなところで1万5500トン、小さなところで110トン、これが1日送れる能力でございます。あと、その他に配水池などが27施設ございます。

これは私が見てきた施設でございますけれども、この施設に受託者は2階を事務所として使用して運転管理を行っております。この施設には、遠方管理システムを使って、他の施設からの情報を一括集中管理してございます。この遠方管理システムは、B市の水道局と受託者の本社にもあり、そこでも監視を行っているということでございます。

次に、委託の範囲でございますけれども、この赤の点線で囲っている部分でございます。取水施設から始まりまして、導水管、あとは浄水施設、それと下のほうでございますけれども、配水場といった感じでございます。B市の委託範囲でございますけれども、施設の維持管理としましては、日常点検と運転管理業務、水質管理としましては、データの監視と異常発生時の対処をしております。その他として、軽微な修理調整を行っております。

第三者委託の経緯ですけれども、B市の水道事業経営方針は、経営の効率化を図るため、民間委託を推進した。その結果、技術職員が減員されましたけれども、委託の発注業務や監督業務が増えたということです。それとまた、浄水技術者の育成が困難になったということです。それで、課題としましては、業務量の増加、それと職員の技術継承、その課題の解決策として第三者委託を検討し、現在に至るということでございます。

技術基盤の確保としまして、受託者側に求めたものでございますけれども、指名競争入札の指名要件、及び委託契約書で明文化をしてございますけれども、受託水道技術管理者、これは政令で定める資格を有する者、そういったものを確保しなさいということを明文化してございます。一方、B市側の技術基盤の確保でございますけれども、監視職員を2名配置し、受託者の管理監督や浄水場施設の更新、修繕工事ではなくて、大きな更新工事ですね。それを行うなど、技術継承を図っているということでございます。

経済効果ですけれども、先ほど言いましたように、委託を進めるということで、平成10年には職員が6名おりましたが、平成17年には2名になっております。第三者委託をして監視職員は2名ですので、委託直前には2名から2名ということで、人数は変わってございません。ですけれども、コスト縮減としましては原水浄水費削減率でいきますと、12.2%になっております。聞き取りをしてきたんですけれども、コスト縮減の内容は複数年契約によるランニングコストの削減、それと受託者提案による業務方法の変更、これが清掃業務の汚泥処理方法を変えたということで、これだけの削減率になったとお聞きしております。

受託者選定にあたり重視したことということで、業務受託に必要な有資格者の確保、それと浄水場などの管理運営の受託実績があること。それと、緊急時や災害時における支援体制の構築といったことを、選定の中で重視した点でございます。

委託業務の履行状況の確認でございますけれども、これもA市とほとんど変わってございませんけれども、受託者からは日報と事故報告というのを、毎日B市にあげさせているそうです。受託者が施設の巡回業務をやっているんですけれども、市役所に毎日日報なり、事故があった場合は事故報告書をあげさせるということで、その内容を確認し、監督をしていくという状況でございます。

委託して良かった点、B市としましては発注方法の簡素化が図れ、業務の効率化が図れたということ、それと経営コストの削減を図れたということでございます。市民側から見て良かった点としましては、削減コストが施設改修費に還元されまして、安定供給が受けられることだということでございます。委託して心配な点と克服策ということで、受託者が業務を習得するまでは、市職員の操作立会いや現場説明が必要であると、一応業務を委託するまでは、3ヶ月なり期間を要してございますけれども、例えば配水池の清掃ですとか1年に1回しかやらない業務、そういった業務なんかは、職員がその都度、まだ技術継承をしているということになります。

ここの調査地区の場合は、厚生労働省の対象になりません。5万人以上は厚生労働省の立会いの対象になるんですけれども、ここの場合は、県及び保健所の立入検査というのが毎年行われております。第三者委託に関する指摘は、今のところありません。

今後の事業展開でございますけれども、検針業務や料金徴収業務を含めた包括委託の検討を現在行っているということでございます。以上がB市の概要の報告でございます。

続きまして、C市の視察報告をしてまいります。B市とC市と、私2つの街に行ってきました。C市における委託状況、視察の結果でございます。ここの場合は、平成14年に委託をしております。その後問題はありません。専門技術者による安全で安定した飲料水の供給を受けられるということであります。国の立入検査による指摘はございませんでした。

視察都市の概要でございますけれども、視察日が3月の22日ということで、C市の概要ですけれども総面積が180km<sup>2</sup>、総人口が22万人、面積は石狩市の4分の1でございますけれども、人口は3.5倍ということで、人口密度が高いということがおわかりになるかと思います。

委託対象施設の概要でございますけれども水道施設の運転管理、水質管理などでございます。施設の概要ですけれども、水源が16施設、これは地下水が6、表流水が1、県用水が2、足し算が間違ってますね。

余湖会長  
下野課長  
余湖会長

これ、井戸が6本あるって意味じゃないんですか。

すみません、あとで訂正をさせていただきます。

いいですよ。数が多いってということで、コピーして前のをそのまま残しちゃったんじゃないですか。

下野課長

そうですね、さっきも16でしたからね。浄水場が3施設、公称能力が合計で10万5684トン、配水場などが14施設でございます。

これが、私が行ってきた浄水場でございますけれども、この浄水場の2階に市の水道局の浄水場職員の事務所がございます。その上の3階に受託者の事務所がございます。これは施設の一部でございますけれども、沈殿池と水源をろ過する傾斜版ですとか、写真にとってきました。それと、これが監視室でございます。委託者はここに14名ほどおられました。それともう1ヶ所、全部で浄水場は3ヶ所ありますけれども、1ヶ所は自動運転、もう1ヶ所も10人くらい委託者がいるということでございました。

委託の範囲でございますけれども、赤の点線で囲っている取水施設、導水管、導水施設、それと配水場などでございます。C市の委託範囲、施設の維持管理ですけれども、日常点検と運転管理業務、水質管理としましてはデータ監視と異常発生時の対処、その他としまして、軽微な修理調整ということでございます。

第三者委託の経緯でございますけれども、C市の執行方針、市長が就任して以来、全庁的な体質改善が求められまして、委託できるものは委託するとの方向性が示されまして、職員削減が求められたと。技術系職員の不採用と人事異動が頻繁に行われ、技術継承が困難になった、そういった背景のもと、第三者委託制度の法の改正がございましたので、それに則って、第三者委託の検討を始めて、現在に至っているということになります。

技術基盤の確保でございますけれども、受託者側に求めたものとしましては、有資格者の確保は、委託仕様書で要求してございます。有資格者としましては、受託水道技術管理者、水道施設管理技士、電気主任技術者、防火管理者等、まだまだあるんですけど、こういったものを要求したそうです。それと、技術員としましては、技術系の高校、大学を卒業した者、または同等な能力を有する者といった要求をしているものでございます。

C市側の技術基盤の確保ですけれども、監視職員として浄水場に職員を配置しまして、受託者の管理監督や浄水場施設の更新などを行い、技術継承を図っているということでございます。

経済効果でございますけれども、職員は委託直前の直営時、平成13年には14名、委託後、平成14年から18年ということで、職員は14年のときには10名でございました。当初は、運転管理から始まりまして、徐々に委託の範囲を拡大していきました。最終的には、水質検査も全部お任せするということで、18年のときには5名でございました。コスト縮減率なんですけれども、8%ということになっております。

受託者の選定にあたり重視したことということで、一般競争入札ではなく、受託者の提案を受け選定するプロポーザルコンペ方式を採用してございます。業務を遂行するために必要な有資格者の確保、さらに緊急時における技術的支援体制ということ、選定にあたり重視したそうでございます。委託業務の履行状況確認でございますけれども、これもB市と同じでございます。実施計画を出させ、日報、月報、年報、事故報告を提出させて、その内容を確認し監視する、というような状況でございます。

委託して良かった点、C市ですけれども、専門技術者による維持管理体制の確立が図られた、また経営コストの削減が図られた。市民側に良かった点ということで、専門技術者による安全で安定した飲料水の供給が受けられる、といったことが良かった点ということ

です。

委託して心配な点と克服策ということで、今後の受託者を管理監督する人材の確保と育成が課題となっております。ただ、克服策としては職員を浄水場に配置することによって、人材の育成を目指しているということでございます。

厚生労働省の立入検査結果、これは何年に入ったか、ちょっと聞いてきませんでしたけれども、第三者委託に関する指摘はなかったということでございます。

今後の事業展開でございますけれども、平成 19 年、今年度から包括委託の拡大をさらにするというので、内容としましては浄水場の維持管理業務の他に、水道料金の検針・徴収業務、水道管などの突発漏水修繕業務、それと給水装置関係業務、これは先ほど言った審査と検査かと思うんですが、それと会計事務補助、こういった内容で、委託の拡大を現在既に進められております。その後の結果までは聞いてございませんけれども、そういった事業展開を進めているそうです。以上が、C 市の概要報告でございます。

#### 開発主査

続いて、D 市の報告をさせていただきます。視察の結果について、平成 17 年の委託以来、問題は発生しておりませんで、委託後においても市民サービスを継続的に提供することが可能となっているとのこと説明がありました。国の立入検査については、実施をされていないということでありました。

私は 3 月 23 日に視察に行っていました。D 市の総面積は約 210 km<sup>2</sup>、総人口は 37 万人、面積は本市に比べましておよそ 3 分の 1、人口は 6 倍程度の規模になっております。

委託対象施設の概要については、運転管理業務などを委託してございます。水源は伏流水となっており、浄水能力は日 3 万 4500 トン、稼動開始は私どもの施設よりも古くて大正となっております。

委託の範囲については、取水施設、導水管、それから浄水施設、パワーポイントシートでは、この赤枠の中を委託しております。続きまして、委託の範囲については、先ほどの視察先である A 市、B 市、C 市と変わってございません。維持管理面につきましては日常点検と運転管理業務、水質管理については、データ監視と異常発生時の対処、それと軽微な修繕や調整を行ったり、場内の緑地管理をしています。

第三者委託を導入するに至った理由・経緯については、水道料金の鈍化により財政状況が非常に逼迫しているにもかかわらず、施設が老朽化しているものですから、それへの投資があるということになっております。そこで、D 市におきましては、健全化計画を策定し、この計画の中で、コスト削減並びに民間委託の推進を掲げているところであります。

この D 市におけます受託者側への技術基盤の確保については、指名競争入札の指名要件で受託水道業務技術管理者の配置を要求したほか、現場総括責任者については、2 年以上の浄水施設の運転管理の実務経験があり、それからそのような実務経験を生かして技術員の指揮監督を経験している者を、現場総括責任者として据えております。次に、現場副総括責任者と技術員をそれぞれ確保しております。この内訳についてですが、電気、機械の学科をまず卒業していること、それから浄水処理施設、そういった施設で 1 年以上実務に従事した者、それから第 1 種電気工事士を 1 人以上配置できること、あと、3 年以上水処理施設で電気・機械操作の実務経験がある者、ということをそれぞれ技術基盤として受託者側に要求しております。

D 市としましては受託業者の業務監督につきましては、3 名の職員が電気に関する有資格者であることから、当面は、その職員は 40 代と言っておりましたが、これら若手職員を中心に技術力の確保を図っていくということでもあります。

コスト縮減につきましては、この D 市におきましては、健全経営ということが念頭にありますことから、人件費を削減しています。具体的には平成 16 年直営時には職員が 10 名いましたが、委託後においては職員は 0 名、配置をしておりません。コスト縮減につきましては、浄配水場の管理運営にかかる削減率としましては 4.7% となっています。

次に、受託者の選定にあたり重視した点について、D 市におきましても、浄水場の管理運営に受託実績があること、それから、緊急・災害時の際の支援体制が構築されていること、さらに業務委託に必要な有資格者や実務経験豊富な技術者、そのような従事者を確保することを重要視しておりました。



それから履行状況についてですが、先ほどD市の監督員を0名と言いましたが、実際には他の浄水施設もありますことから、資格取得者の3名の職員が、委託施設の監督業務にあたっているということでもあります。また、受託者側から日報、月報、年報をD市に提出し、D市が受理後、職員が内容の確認並びに監視業務に従事する、という状況となっています。

委託して良かった点、D市役所にとりましては、何はともあれコスト縮減が図られた、また、市民サイドに立てば、水道料金を値上げすることなく、委託前と同様、市民に対して安全・安心な水道サービスの提供ができているということをおっしゃられました。委託して心配な点としましては、将来を見据えた監視業務体制の強化を挙げていました。それから、これら心配な点の克服については、やはり、このD市においても、浄水技術者の育成を主眼としており、受託者に適切に指導・監督できる、そういった浄水技術職員を育てられるよう、様々な研修会への参加のほか、他の現場での実践を通じまして、技術の習得を図っていくということを克服策としておりました。

それから冒頭申しましたとおり、このD市においては、厚生労働省の立入検査は受けておりません。

今後の事業展開につきましては、他の地区で浄水場が老朽化していることから、浄水場の建設を計画しております。その際には、PFI事業を活用して施設を建設するという導入計画をもっております。以上がD市の報告になります。

余湖会長 ここまでで、本編でいくと8章の第三者委託によるコスト削減効果とかなり踏み込んだ内容の説明があったわけですが、委員会として第三者委託の必要性、有効性、妥当性の判断をすることになります。ご意見ありますか。

安藤委員 水に関する委託と言うことでどうしても不安を感じておりましたが、先進地の事例をこうして見て霧が晴れた気がします。お調べいただき、ありがとうございました。

堂柿委員 先進地の事例をみると、まず人件費からはじめて、その後委託の範囲を拡大しているようですが、そのような順番になるのかなと思っています。また、材料の調達とかでは民民のやり取りの方が安くなることもあるので、そのあたりも上手くできればいいのかと思います。あと、監視の部分では日報で毎日同じ物が来て同じものを見せられ、ただ判をつくというのは効率や費用の面からいうとどうかというところで、もっと実をとるといったことも考えていかなければならないと思います。

余湖会長 材料については、日本水道協会の印とかがついたものになると思いますので、問題はないと思いますが、2点目については、日報なり月報を見ることができる技術者がいるうちは良くて、まだどの先進地もそのような状況にはなっていないということかと思いますが、これから5年後10年後に技術者がいなくなっていく中で、どのように養成していくかが課題で技術研修会への参加なども必要になってくると思います。

永井委員 感想のようになるんですが、第三者委託を行うのが技術者の確保のためだと、しかしながら一方で、導入してからの課題が技術者の養成だということで、相矛盾するように感じました。技術者の養成については、しっかりと行っていただきたいと思います。

余湖会長 では、第三者委託の必要性、妥当性の判断についてはよろしいでしょうか。委員会としては、今後具体的な検討に入っていくと、簡水についても早い時期に、できれば同じ時期を目指して検討するというにしたいと思います。

あと、当初の予定からかなり詰まってきた部分もありますので、事務局は再度スケジュールの提示をお願いします。

開発主査 今後のスケジュールにつきましては、次回委員会の開催を6月下旬もしくは7月上旬と考えております。なお、今回の署名委員は、小笠原委員と永井委員になりますので、よろしく願いいたします。

余湖会長 ありがとうございました。そのほか、何かご質問ご意見ございますでしょうか。それでは、本日の委員会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

( 終 了 )

平成19年7月20日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会  
会 長 余 湖 典 昭

議事録署名委員  
小 笠 原 紘 一

議事録署名委員  
永 井 雅 師